

令和5年6月定例会

環境農林水産常任委員会会議録

令和5年6月21日・23日

場 所 第4委員会室

令和5年6月21日(水曜日)

委員 黒岩保雄

午前10時0分開会

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)
- 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 工事請負契約の締結について
- 請願第1号 「森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への森林環境譲与税の配分を高めるよう譲与基準の見直しを求める意見書」の提出を求める請願

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・令和4年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- ・令和4年度宮崎県事故繰越し繰越計算書

○その他報告事項

- ・令和4年度大気、水質等の測定結果について
- ・令和5年度海水浴場水質調査結果について
- ・次期指定管理候補者の選定について(川南遊学の森、ひなもり台県民ふれあいの森、諸県県有林共に学ぶ森、林業技術センター)

○閉会中の継続審査

出席委員(8人)

委員	長	安田厚生
副委員	長	松本哲也
委員		丸山裕次郎
委員		野崎幸士
委員		日高利夫
委員		本田利弘
委員		今村光雄

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	殿所大明
環境森林部次長(総括)	田代暢明
環境森林部次長(技術担当)	松井健太郎
環境森林課長	松浦好子
環境管理課長	野口辰美
循環社会推進課長	今村俊久
自然環境課長	川畑昭一
森林経営課長	松永雅春
森林管理推進室長	永田誠朗
山村・木材振興課長	二見茂
みやざきスギ活用推進室長	笹山寿樹
工事検査監	清藤勝也
林業技術センター所長	池田孝行
木材利用技術センター所長	上野清文

農政水産部

農政水産部長	久保昌広
農政水産部次長(総括)	長谷川武
農政水産部次長(技術担当)	日高義幸
畜産局長	河野明彦
農村振興局長	小野正寛
水産局長	鈴木信一
農政企画課長	原田大志
中山間農業振興室長	梶原正太郎
農業流通ブランド課長	大田直

農業普及技術課長	蛭原智子
農産園芸課長	黒木正理
畜産振興課長	水野和幸
家畜防疫対策課長	坂元和樹
農村計画課長	鳥浦茂
農村整備課	城ヶ崎浩一
担い手農地対策課	馬場勝
水産政策課長	大村英二
漁業管理課長	赤嶺そのみ
漁港漁場整備室長	小野勘治
工事検査監	内田豊光
総合農業試験場長	東洋一郎
畜産試験場長	林田宏昭
県立農業大学校長	松田義信
水産試験場長	西府稔也

事務局職員出席者

議事課主任主事	飯田貴久
総務課主任主事	森口浩司

○安田委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、日程案につきましては、お手元の配付のとおりで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○殿所環境森林部長 環境森林部でございます。よろしく願いいたします。

それでは、常任委員会資料の2ページを御覧ください。

本日の説明事項は、予算議案が1件、報告事項が2件、その他報告事項が3件であります。

まず、1の予算議案は、議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」についてであります。

次に、2の報告事項は、令和4年度繰越明許費及び令和4年度事故繰越しについて報告いたします。

3のその他報告事項は、令和4年度大気、水質等の測定結果についてなど、3項目について報告いたします。

3ページを御覧ください。

この表は、議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算」に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。

今回の補正では、一般会計で、表の中ほど、補正額B列の小計の欄にございますように、5億4,406万9,000円の増額をお願いしております。補正後の一般会計予算額は、その右側にありますとおり、210億9,820万4,000円となります。

この結果、補正後の予算額は、一般会計と特別会計を合わせまして223億3,418万5,000円となります。

4ページを御覧ください。

これは、県の新たなアクションプランの策定に伴い、アクションプランにある5つのプログラムのうち、環境森林部に関連のある3つのプログラムに係る事業について整理したものであります。

1つ目のプログラム、上のほうにございますが、「希望ある未来への飛躍に向けた基盤づくり」

につきましては、ゼロカーボン関連の事業や治山事業など、計13の事業を掲載しております。

その下のほうのプログラム、「社会減ゼロへの挑戦」につきましては、4ページから6ページにかけて、国立公園の整備や有害鳥獣の捕獲、環境に関する普及啓発、再造林対策など、計59の事業について掲載しております。

7ページを御覧ください。

3つ目のプログラム、「力強い産業の創出・地域経済の活性化」についてであります。

7ページから8ページにかけて、林業の担い手育成に加え、森林クラウド、林業用ドローンといったスマート林業の促進のほか、特用林産物や木材の需要開拓など、計44の事業について掲載しております。

私からの説明は以上でございます。

各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長が説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○安田委員長 次に、議案について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○松浦環境森林課長 当課の補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の10ページを御覧ください。

補正額は、左から2列目の欄にありますように、一般会計で3億9,711万1,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますとおり、30億7,297万9,000円となります。

11ページを御覧ください。

資料中ほどの(事項)地球温暖化防止対策費の説明欄1から5の新規事業について御説明さ

せていただきます。

12ページを御覧ください。

新規事業「ゼロカーボン・ドライブ推進事業」、予算額は、右上に記載のとおり1,650万円であります。

事業の目的ですが、県の公用車として電気自動車を導入し、電気自動車の普及啓発を図りますとともに、充電用の太陽光発電設備を設置し、再エネ由来の電力の利用拡大を図るものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

県では、2030年までに公用車のうちの対象車両——これは特殊車両や貨物車両、四輪駆動車などを除いた乗用車になります——は、全てEVなどの電動車に更新する目標を設定しております。

右側の棒グラフのとおり、電気自動車は、ガソリン車等と比べて温室効果ガスの排出量が少なく、また、再エネ由来電力で充電すれば、排出量を実質ゼロとすることもできます。

そのため、事業内容及び効果の事業イメージに記載しておりますように、県庁7号館前に充電スタンドを設置した駐車場を整備した上で、7号館屋上に10キロワット程度の太陽光発電設備をリース方式で設置することとしております。

前のページにお戻りください。

事業の概要に記載しております事業内容等につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりであり、(3)の成果指標は、温室効果ガスの削減効果を年間4トン、燃料費の削減効果を年間30万円見込んでおります。

事業の期間は、令和5年度の単年度となっております。

14ページをお開きください。

新規事業「県有施設太陽光発電設備等設置事

業」、予算額は1,550万円であります。

事業の目的ですが、延岡総合庁舎にリース方式で太陽光発電設備を設置し、再エネ由来電力の活用を図りますとともに、県有施設における脱炭素化を推進するため、木材利用技術センターへのLED照明の導入に向けた設計を行うものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

県庁の脱炭素化の取組を推進するには、省エネ設備や再エネ設備の導入が必要であり、県の環境基本計画では、県有施設への太陽光パネルの導入目標も設定しているところであります。

そのため、事業内容及び効果に記載しておりますとおり、延岡総合庁舎に50キロワット程度の太陽光発電設備をリース方式で設置いたしますとともに、木材利用技術センターの照明のLED化に向けた設計を行うこととしております。

前のページにお戻りください。

事業の概要に記載しております事業内容等につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりであり、(3)成果指標は、温室効果ガス削減効果を年間50トン、燃料費の削減効果を年間290万円見込んでおります。

事業期間は、令和5年度の単年度となっております。

16ページをお開きください。

新規事業「省エネ家電導入支援事業」、予算額は1億5,000万円であります。

事業の目的ですが、省エネ家電の導入を支援することにより、電気料金高騰の影響を受けている県民の負担を軽減するとともに、温室効果ガス排出削減を図るものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

左側の折れ線グラフは、一般家庭における電気料金の推移を示しておりますが、2年前との

比較では17%高騰しております。また、右側の円グラフは、一般家庭における電力の使用割合を表しておりますが、エアコンと冷蔵庫が多くの電力を使用しております。

前のページにお戻りいただき、事業の概要を御覧ください。

一定の省エネ基準を満たした冷蔵庫やエアコンを購入された県民に対しまして、右側の表に記載しております購入金額に応じて、1万円から3万円のギフトカードを交付することとしております。

(3)成果指標は、省エネ家電導入台数を6,000台、また、電気料金で年間2,300万円、温室効果ガスで年間220トンの削減効果を見込んでおります。

事業の期間は、令和5年度の単年度となっております。

18ページをお願いいたします。

新規事業「県内事業者省エネ設備導入支援事業」、予算額は1億511万1,000円であります。

事業の目的ですが、省エネ設備の導入を支援することにより、電気料金高騰の影響を受けている県内事業者を支援いたしますとともに、温室効果ガス排出削減を図るものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

帝国データバンクの調査によりますと、電気料金の総額は1年前より9割以上の企業で増加しており、また、平均で約1.4倍に増加しているとのことです。

また、右側の円グラフでは、一般的なオフィスにおける電力の使用割合を表しておりますが、御覧のとおり、空調と照明で多くの電力を消費しております。

前のページにお戻りいただき、事業の概要を御覧ください。

県内事業者の空調設備の更新や照明のLED改修に対しまして、補助率3分の1以内、補助上限額200万円で支援することとしております。

(3) 成果指標は、省エネ設備の導入事業者数を100社、また、電気料金で年間2,200万円、温室効果ガスで年間320トンの削減効果を見込んでおります。

事業の期間は、令和5年度の単年度となっております。

20ページをお開きください。

新規事業「蓄電池・EVを活用した再エネ電力自家消費促進事業」、予算額は1億1,000万円です。

事業の目的ですが、県民や県内事業者の蓄電池や電気自動車等の導入を支援いたしまして、再エネ由来電力の自家消費を促進し、購入する電力量の削減を図り、光熱費負担を軽減するものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

左側の折れ線グラフのとおり、この一年で家庭向けの電気料金の単価は約3割上昇し、昨年12月時点で37.8円です。

一方、右側のグラフは売電FIT価格の推移ですが、年々下がり、2023年は16円となっております。太陽光パネルで発電した電気は、売るよりも自家消費するほうが電気料金の削減になるという状況となっております。

そのため、事業内容及び効果に取組イメージを記載しておりますが、太陽光発電設備の設置を要件とした上で、①として、定置式の蓄電池の導入、②として、移動式の蓄電池になる電気自動車の導入を支援いたします。また③として、電気自動車にためた電気を住宅や事業所で使用するために必要となる設備、V2Hの導入を支援いたします。

なお、太陽光発電設備を新たに設置する場合には、当初予算において支援策を講じているところがございます。

これらの再エネ関連設備の導入を進めることで、光熱費負担軽減はもとより、化石燃料に依存しないゼロカーボン社会づくりを推進していきたいと考えております。

前のページにお戻りください。

事業の概要に記載しております事業内容等につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりであります。それぞれの補助率や補助額は、表の右側に記載のとおりでございます。

(3) 成果指標は、電気自動車のバッテリーも含めた蓄電池の導入件数を250件見込んでおります。

事業の期間は、令和5年度の単年度となっております。

○川畑自然環境課長 自然環境課の補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の23ページを御覧ください。

自然環境課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で1億1,795万8,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように、37億4,110万6,000円となります。

24ページを御覧ください。

上から5段目の(事項) 県単治山事業費につきましては、左から2列目の補正額の欄にありますように、1,000万円の増額をお願いしております。

この事業は、説明にありますように、県が実施する国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧や治山施設の維持管理を行う臨時県単治山事業であります。

次の(事項)県単補助治山事業費は、左から2列目の補正額の欄にありますように、9,000万円の増額をお願いしております。

この事業は、説明にありますように、市町村が実施する国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧などを対象に補助を行う3つの事業で、いずれも補助率は3分の2となります。

1の県単集落防災事業につきましては5,000万円の補正を、2の自然災害防止治山事業につきましては1,000万円の増額を、3の暮らしを守る山村集落環境整備事業につきましては、治山ダム等を利用した水源施設等を整備するもので、3,000万円の補正をお願いしております。

先ほど説明しました県単治山事業費とこれらの事業で、被災林地や荒廃林地を早期に復旧・整備することにより、命や暮らしを守る災害に強い県づくりに資するもので、共に国土強靱化関連予算として計上させていただいております。

次に、下から3段目の(事項)ドローン飛行許可証取得費、補正額445万8,000円、新規事業「ドローン飛行許可証取得事業」につきましては、26ページからの資料で説明いたします。

次の25ページを御覧ください。

上から2段目の(事項)自然公園事業費、補正額1,350万円、新規事業「国定公園・県立自然公園誘客等促進事業」につきましても、28ページからの資料で説明いたします。

それでは、常任委員会資料の26ページを御覧ください。

新規事業「ドローン飛行許可証取得事業」、予算額は445万8,000円であります。

事業の目的であります、ドローン飛行に必要な国家資格を有する県職員を育成し、山地災害調査などを迅速かつ安全に実施し、災害の早期復旧につなげ、県民の安全、安心を確保する

ことを目的としております。

次のページの現状と課題を御覧ください。

特に私どもが所管する森林の災害は奥地で発生するため、調査には労力と時間を要しているほか、被災状況の全容把握に苦慮しているところでございます。

また、災害発生現場までの道路が崩壊するなど、現場条件も非常に厳しく、調査時における職員の安全確保も図る必要があります。

このような中、昨年12月にドローンの操縦ライセンス制度が開始され、無資格者はドローン機体の目視外飛行や高度150メートル以上の飛行ができなくなり、業務に支障が生じる状況にあります。

山間部でのドローンの操作には高度な技術が求められる中、現状は、飛行に必要な知識や技術を有する人材や機材が不足している状況であります。

このようなことから、前のページにお戻りいただき、今回の事業の概要ですが、(1)の①にありますように、ドローン操縦者技能証明二等相当の資格取得に必要な講習受講料や学科・実地試験の費用のほか、証明書発行の手数料8名分を計上しております。

また、2にありますように、各出先事務所へ配備するドローン4台を購入することとしております。

次に、(2)、事業主体は県でございませう。

(3)、成果指標としましては、現状、資格保有者はゼロ人ですが、令和7年度までに24人を育成する目標としております。

事業期間は、令和5年度から令和7年度の3か年を予定しております。

続きまして、常任委員会資料の28ページを御覧ください。

新規事業「国定公園・県立自然公園誘客等促進事業」、予算額は1,350万円であります。

事業の目的は、市町村による国定公園・県立自然公園への誘客等を促進する取組を支援し、本県の豊かな自然環境を生かした観光振興・地域活性化を推進するものです。

次のページの現状と課題を御覧ください。

本県の自然公園利用者数は、コロナ禍により大幅に減少をしております。

また、アフターコロナのレジャーとして自然指向が高まっておりますが、国定公園・県立自然公園内の施設は、老朽化や通信環境の整備の遅れなど、ニーズの不一致が問題となっております。

さらに、自然公園の誘客等に係る環境省の交付金等は、国立・国定公園が対象となりますが、国からの配分は十分と言えず、また、県立公園は対象外となっております。

前のページにお戻りください。

事業の概要を御覧ください。

(1)の事業内容ですが、受入環境整備として、国定公園または県立自然公園のワーケーション環境整備のためのWi-Fi設置やトイレの洋式化などを行う市町村を支援することとしており、補助率は10分の4.5以内となっております。

(3)の成果指標としましては、老朽化した施設の改修等を行うことで利用者の満足度が高まり、令和3年度はコロナ禍で落ち込み421万2,000人となった利用者数を、令和7年度までにコロナ禍前の827万3,000人に回復させることを目標としております。

事業期間は、令和5年度を予定しております。

○松永森林経営課長 森林経営課の補正予算について御説明いたします。

資料の30ページをお願いいたします。

補正額は、左から2列目の欄にありますように、一般会計で1,000万円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、一般会計、特別会計を合わせまして104億4,447万9,000円となります。

31ページへお進みください。

資料中ほどの(事項)みやぎきスマート林業推進費の説明欄1の事業内容につきましては、次の32ページからの資料で説明させていただきます。

新規事業「林業用ドローン操縦者技能証明取得支援事業」、予算額は1,000万円であります。

林業用ドローンの操縦につきましては、右側の表「航空法改正に伴う飛行ルールの見直し」の太く囲っている部分にありますとおり、飛行の様子が、ドローンの作業に直接関係のない第三者上空以外で、写真にありますドローンによる苗木運搬など、高度150メートル以上、目視外飛行等となる場合は、これまでは飛行ごとに許可・承認が必要でしたが、令和4年12月からの改正後は、二等無人航空機操縦技能証明を取得することにより、承認等の手続の一部が不要または省略できるようになりました。

また、スマート林業に取り組む林業事業者のドローン操縦技能証明取得支援に対する要望が多い状況でございます。

このため、事業の目的は、ドローン操縦者育成に係る経費を支援し、再造林に必要な調査やコンテナ苗等の運搬へのドローンの活用を推進し、再造林の推進、省力化・軽労化技術の普及促進を図るものであります。

事業の概要ですが、(1)、(2)のとおり、再造林に取り組む林業事業者に対しまして、ドローン操縦者技能証明(二等)の取得に必要な

講習料や受験費用について、1人20万円を上限として、経費の2分の1以内を支援するものがあります。

(3)の成果指標は、新規取得者を3年間で150人育成することとしております。

事業の期間は、令和5年度から令和7年度までの3か年としております。

○二見山村・木材振興課長 山村・木材振興課の補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の34ページをお願いいたします。

当課の補正予算につきましては、左から2列目の補正額にありますとおり、一般会計で1,900万円の増額補正をお願いしております。

この結果、当課の補正後の予算額は、右から3列目にありますように、一般会計、特別会計を合わせまして41億8,445万8,000円となります。

次の35ページへお進みください。

上から5行目の(事項)木材産業振興対策費の説明欄1、新規事業「原木流通情報デジタル化推進モデル事業」の事業内容につきましては、後ほど御説明をいたします。

中ほどの(事項)林業担い手総合対策基金事業費、1,300万円の増額であります。

説明欄1、改善事業「ひなたのチカラ林業担い手確保育成推進事業」につきましては、「ひなたのチカラ林業経営者」に対し、造林作業に従事する新規就業者への助成などを行うものですが、今回の補正では、林業従事者の負担軽減につながる空調服や苗木運搬用ドローンの導入、高性能林業機械のアタッチメントの交換等への支援を追加するものであります。これらの支援を通じまして、再造林を担う事業体の育成、人材の確保・育成を図りたいと考えております。

次の36ページへお進みください。

新規事業「原木流通情報デジタル化推進モデル事業」であります。予算額は600万円でありませぬ。

事業の目的ですが、山元土場から原木市場等までの原木流通情報のデジタル化及びネットワークの構築を支援することにより、持続的な森林経営と原木の安定供給体制の強化や、原木市場等における業務の効率化を図るものであります。

次の37ページの現状と課題を御覧ください。

原木の伐採から流通においては、原木取扱量が増加し、業務量が増加している一方で、情報のデジタル化が進んでいないことから、原木市場では紙伝票を手作業で入出力をするなど、非効率な作業のままとなっております。

また、素材生産の現場においても、有利な販売につながる市売り情報等とのデジタル化による連携が求められております。

さらに、伐採の終了確認を行う市町村においても、正確な伐採情報の入手や確認作業の効率化が課題となっており、原木流通情報のデジタル化・ネットワーク化の必要性が高まっております。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

ただいま申し上げたような状況から、この事業では、伐採事業者が伐採届を市町村に提出した後に、その基本情報を新たに開発する専用アプリで二次元コード化し、さらに、その情報に流通段階ごとに、山元土場の位置情報、市場への出荷情報、販売情報等を付加し、原木管理クラウド上において、デジタル情報として一元的に管理をいたします。これにより、関係者は必要な情報をクラウド上から取得できるようになります。

前の36ページにお戻りください。

事業の概要に記載しております事業内容等については、先ほど説明させていただいたとおりであります。補助率については2分の1以内としております。

このような取組により、(3) 成果指標にありますように、県森林組合連合会系統の8つの原木市場のデジタル化を行い、森林経営の持続化や合法性の確認など、原木市場における業務の効率化を図る先進的なモデルの構築を図ってまいりたいと考えております。

事業期間は、一番下にありますように、令和5年から令和7年度までの3年間としております。

○安田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

○日高委員 新規事業「省エネ家電導入支援事業」、1億5,000万円ということですが、これについて確認をさせていただきたいと思っております。

今回、宮崎再生ということで、県民へのそういった予算をいろいろ組んでいただいて、非常に県民も助かるかなと思っております。特に省エネ家電については、県民全体が対象ということですよ。そうすると、私たちも情報を知っておかないと、問合せが多分あるんじゃないかと思っております。

今回、省エネ家電を6,000台ということですので、単純に100万人でさっき割ってみたら、167人に1台という計算になりました。私、東諸県郡ですが、人口2万5,000人ですから、単純にいけば120~130台ですよ。ですから、そういった要望が上がってくれば、相当やっぱり影響力があるかなと思っております。

そこで、幾つか質問させていただきたいのは、まず、ギフトカードを支給することになっていきますよね。今までもこういった形の事業があって、使えるお店と使えないお店があって、県民も相当不満があったといったこともありました。このギフトカードはどこでも使えるという考え方でよろしいんですか。

○松浦環境森林課長 今、想定しておりますのは、JCBやVISAとか全国の広い店舗等で使えるギフトカードを想定しておりますので、一定の県民の方が買いたいなというようなところで使えるようなものになっているかと思っております。

○日高委員 家電ということですから、若い人はいいかもしれないけれども、年配の方に不具合が起こることへの心配は、全くしなくて大丈夫ということですか。

○松浦環境森林課長 事業の仕組みのところ、この事業は、コンペ方式で事務局となってくださる事業者を選びまして、事業をお願いするんですが、そこではコールセンター等で電話の問合せ等に丁寧に対応するようにお願いすることにしておりますので、申請の仕方がわからないとか、そういったお問合せにも対応できる体制を取りたいと思っております。

○日高委員 今、言われました事務局ですが、交付の申請の流れから、どの辺にどういう形で置くのかとか、詳しく教えてもらえませんか。

○松浦環境森林課長 事務局は、これから企画コンペで決定することになるんですけれども、決まりましたら、補助の申請の受付から、先ほど申しました問合せ、それから、支給するギフトカードの額の決定、そして発送、そういった一連の業務をお願いすることにしております。

○日高委員 ということは、市町村や商工会と

かは関係なくて、民間委託ということですね。

それと、県民が直接事務局に申請するということですが、スムーズにいくんですか。今までこの事業で一番問題だったのが、国の持続化給付金の申請です。あれは非常に煩雑で評判が悪かったんですけども、スムーズにできる簡単な申請の方法ということで、安心していいんですか。

○松浦環境森林課長 常任委員会資料の17ページの下のほうに、事業のスキームを図式化しております。下の左のほうになりますけれども、まず、県と事務局が委託契約を結びまして、その後の交付申請からギフトカードのお届けまで、スムーズに事務処理ができるような形で打合せ等をしていきたいと考えております。

○日高委員 今回、対象品目をエアコンと冷蔵庫に限定していますね。テレビは入らないということですね。電力の消費割合からいくと、エアコンが14.7%、テレビが11.8%で、それほど変わりはないので、テレビも対象にすると需要が相当増えるのかなと思いますが、対象品目は、エアコンと冷蔵庫の2点に限定するのか。

それから、この事業だけじゃなくて、他の事業もそうですけれども、事業が始まる前に既に家電を購入した人がいる場合は、遡及して対応できるのか。事業が始まった時点から後に購入した人だけが対象となるのでしょうか。

○松浦環境森林課長 まず、対象品目のお話ですけれども、これにつきましては、限られた予算でより効果の高い品目ということで、冷蔵庫とエアコンが一番消費電力が高いため、その2点に絞らせていただいております。

あと、事業期間のお話ですけれども、補正予算ですので、今回御審議いただいて、予算が通りましたから事業を着手することになりますので、スタートするのが8月末から9月ぐらいに

なるかと思います。予算のルール上、それよりも前に購入された方は対象外となります。

○日高委員 対象外ということですね。

じゃあ、それまでは周知はしないということですか。もし仮に、その事業があることを分かっていたら買うのをちょっと待っていたのにとか、そういう話が多分出てくると思うんです。

エアコンが対象品目ですけれども、9月とかになったら購入はもう終わっていますよね。9月から始まりますよとか、そういった周知を事前にやる必要はないのでしょうか。

○松浦環境森林課長 この補正予算を審議いただいて、予算が通りましたら、早急に家電量販店等にPRさせていただきまして、お待ちになられたら補助金の対象になりますよということをお客様にお伝えしていただけたらなと思っております。

○日高委員 みんな期待していると思いますので、しっかりとPRしていただきますようお願いいたします。

○丸山委員 要望も含めてなんですけど、事業スタートは8月末から9月ということでしたが、7月前後が一番暑くなって、買い替えたいという要望が非常に強くなる時期ですから、事業開始が8月末というのは遅すぎるかなと思っています。

6月28日が採決日ですけれども、できればもう少し前倒しで早急にコンペをやるようにしていただきたいと思いますが、コンペに当たっての準備は、どんな状況なのか。

○松浦環境森林課長 委員がおっしゃいましたとおり、既に事務的な準備作業には入っているところですが、この予算が議決されましたら早急に準備を進めてまいります。ただ、事務局を決めるに当たって、コンペ方式をとりま

すので、公平性を保つために一定の募集期間は必要だと考えております。

そして、事務局が決まった後の問合せ対応をする人員の整備ですとか、事務内容の研修ですとか、一定の準備期間を加味しておりまして、8月末から9月になるかなと想定しているんですけども、今、御指摘にありましたとおり、家電を購入する時期とかも考えまして、できるだけ早い時期にスタートしたいと考えております。

○丸山委員 ぜひ早くしていただきたいと思っていますし、あと、これは家電の更新だけが対象なのか、新しく購入するのも対象なのか。電気代を削減するための更新というのがセットなのか、その辺が少し分かりづらいですが、どうなんでしょうか。

○松浦環境森林課長 更新と新規購入にこだわらず、一定の省エネ基準をクリアした家電を購入された方が対象となります。

○野崎委員 県民向けと事業者向けの事業があるので、いろいろ説明をもらったんですけども、このようにして県民に広めていきたいとか、周知の仕方も説明に入れてもらうといいかなと思ったところでした。

あと、県内の家電量販店にもいろいろ周知するということでしたけれども、今、ネットでも買えるんですね。県内事業者の育成を考えると県内事業者で限定すると思いますが、ネットのほうが安ければネットで買う方もいらっしゃいますけれども、そこら辺の線引きは何かありますか。

○松浦環境森林課長 今回の事業では、ネットで購入された場合は対象外としておりまして、県内の家電量販店で購入された方のみを対象としております。

○野崎委員 この事業が人気があって、例えば、予算がすぐなくなったというときには、また、次の事業を展開してもらいたいかなと思っております。

○黒岩委員 13ページの「ゼロカーボン・ドライブ推進事業」なんですけれども、2023年までに県の公用車全部を切り替えるということなんですけど、まず、全体で対象車両はどれぐらいあるんでしょうか。

○松浦環境森林課長 県の公用車は全体で約870台なんですけど、先ほど申しましたけれども、特殊車両等を除きました対象車両は約250台になります。

○黒岩委員 今回が2台ということですから、次年度以降、予算を相当獲得しないと厳しいかなと思うんですが、財政当局と協議は整っているんでしょうか。

○松浦環境森林課長 当課の予算では今年度は2台ですけども、実は、昨年度も電気自動車を13台購入しておりまして、あと、県の公用車の電気自動車化の進め方なんですけれども、それぞれ公用車の更新時期がございまして、対象車両の更新のタイミングで、次に買うときには電動車を買うようにということで、財政当局とも話をしているところでございます。

○黒岩委員 それでは、2点目なんですけれども、32ページの林業用ドローン操縦者のところですが、技能証明の取得にはどれぐらいの期間が必要なんでしょうか。

○永田森林管理推進室長 まず、この技能証明を取るのに、登録をすることになっています。その登録が済みましたら、例えば、取得する方法としては、国のほうが指定している登録講習機関、自動車で言えば自動車学校みたいなところ、そういったところに行って、学科講習とか

実地講習を受けてもらいます。それから、指定試験機関というものがあまして、そちらのほうで試験を受けていただく、そういった感じになっております。期間につきましては、しばらくお待ちください。

○黒岩委員 私が一番知りたいのは、今回1,000万円の予算を組んでおられますけれども、実際に事業者の方からのニーズがあるかどうかというところなんですよ。あまり日数がかかり過ぎて、手が挙がらないんじゃないとか、そういったことがないのかどうかの確認なんですけれども。

○永田森林管理推進室長 この事業の仕組みにつきましては、事前に素材生産業者、宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会と、ひなたのチカラ林業経営者、そういったところに要望調査をかけまして、そのときに、36者158人からそういった技能証明の取得に興味を持っているという回答をいただいていますので、それで、単純に年間50人で3年間で150人という規模にしております。

○丸山委員 先ほどの「ゼロカーボン・ドライブ推進事業」ですが、各出先機関にどれくらい太陽光発電を設置している施設や電気自動車に対応できる充電施設があるのか、そして、いつまでに全ての出先機関に設置するという計画なのかを教えてください。

○松浦環境森林課長 昨年度は、福祉事務所や保健所とか、出先機関を中心に13台の電気自動車を配備いたしました。そのときに電気自動車の導入と併せて充電設備の設置工事も行っているところでございます。

ただ、太陽光パネルまではついていないんですけれども、普通の電源から電気自動車に充電するようなスタイルを取っております。

もう一つのお尋ねの、太陽光パネルを設置している県有施設なんですけど、現在、大体売電で使っている太陽光パネルが多いんですけども、現在、動いているのが18施設だと把握しております。

ただ、今回のゼロカーボン・ドライブ推進事業で御説明しましたように、電気自動車を入れて、それを再エネ由来の電気で走るようなシステムは、まだ現在整っていないんですけれども、今後、そのような形でいくように整備していきたいと考えております。

○丸山委員 県庁7号館に太陽光発電をつけて、ゼロカーボンを進めていくと思っておりますが、本来はいくつ必要なのか。県の公用車が電気自動車になっていくとされているときに、充電に対応できる場所が本当にあるのか。

そして、今までは地元のガソリンスタンドに給油をお願いしていて、それでどうにか経営ができていたガソリンスタンドもあったと思いますが、全てを電気自動車に替えていいのかという議論を商工観光労働部やガソリンスタンドとされているものなんでしょうか。

○松浦環境森林課長 今、委員が御指摘になりましたような電気自動車化を進めることが地元にとってどんな影響を与えるかというところまでは、正直申しまして、まだ議論をしていないところなんですけれども、今後の進め方につきましては、今御指摘のあったことも踏まえまして、どのような形がいいか検討していきたいと思えます。

○丸山委員 特に中山間地域では、ガソリンスタンドがないと困るという地域も結構あります。全てを電気自動車に本当に替えていいのかは、もう少し慎重に議論をしていただいて、必要なものは残していくようにしないと、特に中山間

地域は苦勞しているという話も聞いているもの
ですから、その辺は市町村や事業所を含めてしっ
かりと議論していただくとありがたいと思いま
す。

○松浦環境森林課長 今、御指摘のことを踏ま
えた上で、検討してまいりたいと思います。

○野崎委員 電気自動車はいくらするんですか。

○松浦環境森林課長 一般の乗用車ですと450万
円から500万円、軽自動車になりますと250万円
から300万円と聞いております。

○野崎委員 今回の2台は乗用車ですか。

○松浦環境森林課長 今回、お願いしています
2台については、一般の乗用車を想定しており
ます。

○野崎委員 ドローンの協会や団体はものすご
く多くあるんですよ。技能証明取得のときにど
この団体を選ぶとか、そういったのは詰めてい
らっしゃるんですか。

○松永森林経営課長 まず、登録講習機関とし
まして、国土交通省が定めた機関が県内に8か
所あります。

国土交通省が定めた機関以外にも民間のドロー
ンのスクールみたいなものはまた別にたくさん
あります。

○野崎委員 技能証明を取らせる方はどこに行
かせるんですか。1か所ではなくばらばらに行
かせるんですか。

○永田森林管理推進室長 例えば、宮崎市や延
岡市、佐土原町、えびの市と、8か所が県内そ
れぞれの場所にありますので、そういったとこ
ろに講習に行ってもらおうということを想定して
おります。

○野崎委員 国土交通省が定めたところと民間
でやっているところもあって、職員が技能証明
を取りにいくんですよね。それはもう職員が選

んでばらばらに行くのか、ある程度、県のほう
が決めて、この地域はここで取りなさいって決
めてやるのか、分からなかったのですが。

○永田森林管理推進室長 仕事の業務の都合も
あると思いますので、近いところで取得するよ
うなことを想定しております。

○野崎委員 じゃあ、自由に選択して、行ける
ところに行くという感じでいいんですね。

○永田森林管理推進室長 そのように考えてい
ます。

それから、先ほど、黒岩委員から御質問があ
りました取得に要する時間についてですが、講
習を受ける時間数が決まっております、約22
時間なんですけれども、長くても1週間程度で
終わるのかなと思っております。

○丸山委員 先ほどの説明の中で、素材生産事
業協同組合連合会とかひなたのチカラ林業経営
者のところに要望を聞いていますということ
だったんですが、県としても再造林をしっかりと
やるという大きな目標があると思います。ひな
たのチカラ林業経営者の登録を取ったところは、
再造林をしっかりとやっていこうという事業体だ
と思っているものですから、そこは補助率を少
し上げるといった支援をしないといけないと
思っているんですが、その辺の協議はされてい
ないものなのでしょうか。

○永田森林管理推進室長 まず、32ページの事
業の説明のところにも書いてあるんですが、素
材生産事業体とかひなたのチカラ林業経営者と
かから要望を取ったんですけれども、再造林に
取り組む林業事業体を対象としたスキームでこ
の補助事業に取り組んでいきたいと考えており
ます。

○丸山委員 ぜひ再造林がしっかりと進むよう
な形でやっていただきたいと思っています。あ

と、飛行の態様ごとにこれまでは許可や承認をしなくちゃいけなかったのが、一部が不要とか省略されると書いているんですが、技能証明を取ることによってどれくらい簡略化できるというメリットがあるのか教えてください。

○永田森林管理推進室長 例えば、高度150メートル以上とか総重量25キログラム以上であれば、許可や承認が必要ですが技能証明を取得すれば省略できるとか、それぞれの飛行の態様によって少し違います。事業者がどの飛行の態様を選択するかによって、不要となる部分も出てくると考えております。

○丸山委員 ちょっと説明が分かりませんでした。技能証明を取得しないと、ドローンを使った移送ができないから技能証明を取ってほしいということなのか、技能証明を取得しなくてもドローンを使って移送ができると思っていいのか。

技能証明を取得した林業事業者が再造林しやすいようにできるだけ簡略化したほうがいいと思います。講習を受ける人たちにも、技能証明を取得しないと許可が必要で煩雑になることをしっかり説明をしていただきたいと思いますが、どんなふうに取り組もうとしているのか教えてください。

○永田森林管理推進室長 今回の改正の中で、飛行区分とか方法によって、承認等の手続きが省略されることが明記されていますので、状況によって若干違ってくると思うんですけども、考えているのは、苗木運搬とかで総重量25キログラム以上や高度150メートル以上の飛行をする場合が関係してくるのかなと考えております。

○丸山委員 現場では、高度150メートル以上の高さがあったり、総重量25キログラム以上となる物を運ぶことはあるので、技能証明は本来必

要なものだろうと思ってましたが、その辺が分かったような分からないような。

特に県南地区は小さい山が多くて、再造林が進んでいないと聞いているものですから、ドローンで運んだほうが効率がいいので、メリットがある形で取得支援事業をやってほしいと思っています。技能証明を取らなくてもいいよってなると、技能証明を取らずに勝手にドローンを使う事業者もあつたりするんじゃないかなと思っています。

できれば、事故のことも考えて、作業効率と安全性の確保のために技能証明を絶対取りましようという形にしたほうが、私はいんじゃないかなと思ったものですから、その議論をもう少し深めていただくとありがたいです。

○松井環境森林部次長(技術担当) 今まで、地形の測量や写真撮影とかに使っていたドローンは、小型で安全性の高いものが多かったですけども、いろいろな技術開発が進んできて、重量物を運んだり、目視外飛行も簡単にできるようになりました。そういった大型化、高性能化していくと安全性の問題がやはり非常に重要になってきます。

全国的に見れば、死亡事故も発生していますので、そういった意味でもこういった技能証明を取得するという事は、大変重要なことだと思っています。

法令上は、高度150メートル以上、総重量25キログラム以上、目視外、そういった場合には技能証明が必要ですよとなっているわけですけども、運用する中で、当然、想定外の事態も出てきますので、基本的には、やはりしっかり技能証明を取得していただいた上で運用していただくと。普及のほうもまだ十分進んでいない状況ですから、普及するような方策についても県

としてはしっかり検討していくのかなと思って
いるところでございます。

○野崎委員 今のを分かりやすくいえば、技能
証明を持っていない人はドローンの操縦はでき
ないよと、単純な話でいいんですか。

○松井環境森林部次長(技術担当) そのので
きできないについては、法令の決まりがあり
ますので、してはいけないということを県で定
めることはできないと思います。基本的には、
やはり技能証明を持っていることが林業として
活用するには望ましいので、それを奨励してい
く形なのかなと思っております。

○野崎委員 技能証明が要らない条件であって
も、やはり次長が説明したように事故があるか
もしれませんし、高度140メートルと150メー
トルでは、10メートルしか変わらないのに、そ
こで技能証明を取得しなくてもいい人と必要な
人が存在するわけです。法的には技能証明が不要
な場合もあるかもしれませんが、私としては、
操縦する人は基本的に取得した上で、ドローン
の操作に携わっていただきたいと思えます。

○松井環境森林部次長(技術担当) 何よりも
安全が第一だと思いますので、安全がきちんと
確保されるよう、指導してまいりたいと思っ
ております。

○黒岩委員 28ページの自然環境課の「国定公
園・県立自然公園誘客等促進事業」なんですが、
市町村に対する補助ということですが、
県の直営事業があるのかどうかを確認をさせ
ていただきたいと思えます。

○川畑自然環境課長 国の補助金等を活用して
県でも事業をやっているところがございます。
具体的に申しますと、令和5年度につきま
しては、日向市の平岩で公園整備等をや
っております。それから、今年はまだ着手は
してございませ

んけれども、日南市の贅波で整備を予
定しているところがございます。

○黒岩委員 県が直営でやる事業と市町
村に対する補助事業のすみ分けの基準は
どうなっているのでしょうか。

○川畑自然環境課長 基本的には、自然公
園の施設としては県が所有する施設とそ
こに市町村が整備しているキャンプ場等
の施設がございしますので、それぞれの
管理者が整備するという事になってお
ります。県が所有しているトイレ等の
設備に関しましては、県のほうでや
っておりますし、例えば、直近であり
ますと高千穂のトイレとかそういった
ものを整備しております。それから、
市町村が管理しているものであれば、
キャンプ場とかが多いんですけども、
そういったところは、国の補助金とか
県の補助金を活用しまして、市町村
が整備をしている状況でございます。

○黒岩委員 ということは、県立公園
の中でも県が管理する部分と市町村
が整備した部分があつて、今回は
地元の市町村が整備したものであ
つて、もしくは整備しようとする
ものについて補助をしますよとい
うことでしょうか。

○川畑自然環境課長 今回の整備は、
市町村が管理するものに対して
整備をすることとしております。

○日高委員 関連です。この事業は
1,350万円ということで、ハード
事業にしては金額がちょっと少
ないのかなと思つたところですが、
市町村に対する補助ということ
ですから、事前に市町村からの
要望は取られているんですよね。

○川畑自然環境課長 今回、令和5
年度事業をやるとしていただ
けるところで、国の予算の配分
がなかったところがございます
ので、一応、今回、そういった
ところを対象に事業を実施しよ

うと考えております。

○日高委員 ということは、事前に前年度に要望を取ったということじゃないんですか。

○川畑自然環境課長 一応、令和5年度事業につきましても、市町村の要望を取りまして、国のほうに補助金の要望をしております。県単独の事業は予算に限りがありますので、国の事業を活用しているところなんですけれども、今回、予算が承認いただけましたら、市町村に再度、照会するんですけれども、今回は、令和5年度に予定したところで実施できていないところがありますので、そういったところに声かけをして事業を実施していきたいと考えております。

○日高委員 そう難しい話ではないんですが、令和5年度、単年度の事業ということですので、市町村からの要望というのはどれぐらいあって、今回、そのうちのいったい何パーセントぐらいがこの事業で当てはまっているのかをお伺いします。

○川畑自然環境課長 具体的には申し上げられませんが、今回、予算額が1,350万円ですので、事業費ベースでいきますと、3,000万円の事業を予定しております。箇所としましては1,000万円程度のものを3か所程度と考えております。今、市町村と事前にいろいろ打ち合わせをさせていただいておりますけれども、希望するところは若干出てくるんじゃないかなと考えております。

○日高委員 どこもいろんなところで老朽化が出てきています。国スポの関係で補修ができる場所もありますけれども、その枠に入らず市町村が自前で改修しなくちゃいけないところが結構出てきて、特に自己負担になると、お金がないからなかなか施工できない状況です。そうになるとどんどん悪くなって行って、もっと早く改修しておけばよかったと、そういうことが結

構あるんです。

インバウンドや観光という面から考えて、トイレが汚くて本当に大丈夫かという状態だったら、そこで施設のイメージがもうがらっと変わってしまいます。今後とも、なるだけ市町村の意見、これ4割5分ですが、2割とか3割とかに補助率は下げてもらっても構いませんので、そういったところへの支援は、長期的な目で今後ともよろしくお願いします。

○川畑自然環境課長 自然公園の予算は限られたものがございますので、環境省の事業等を活用しながら要望していきたいと思っております。また、さらに環境省以外の事業もありますので、そういった事業を紹介するなど、市町村と一緒にやって、老朽化した施設の更新や整備を進めてまいりたいと考えております。

○丸山委員 今、キャンプがものすごくはやっているものですから、自然公園の利用者は増えていると思っていたんですが、ここまで減った理由はコロナのせいなのか。魅力がなかったのか、維持管理をしっかりとしていなかったのか。ただ単に今回施設整備をやっても、また10年、20年先に同じようになって利用者が伸びなくなるんじゃないかと思っております。

また、29ページに老朽化したトイレの写真がありますけれども、周りの木をしっかりと伐採をしていけば、ここまでは朽ちなかったと思えます。これまでの維持管理がなっていなかったんじゃないかということも含めて、しっかり市町村と連携しないと、結局、1,000万円かけて3か所ぐらい整備しても、また同じようなことが起きてしまったら税金の無駄遣いだと思っています。マネジメントを含めて、どうやって今後利活用していくかという基本計画がしっかりとしていないと意味がないんじゃないかと思っておりますが、

その辺の市町村との議論は進んでいるものなんですか。

○川畑自然環境課長 自然公園の利用に関しましては、これまではどちらかといえば規制事業でございまして、入込みや開発を規制するようなことを中心にやってきました。最近、先ほど言われましたように、一人キャンプとかインバウンドとか、自然公園を活用しながら利用していくという方針に環境省も方針を変えておりますので、県といたしましても、既にある施設に関しましては、予算の範囲内でありますけれども、必要性の高いものから整備を進めているところでございます。

市町村との連携に関しましては、公園ごとに誘客促進の計画を作成しておりますので、その中で市町村がすること、県がすることを役割分担して計画しておりますので、それに向けてやっていきたいと思っております。

一番最初にありました自然公園の利用者数減少の原因なんですけれども、県内の自然公園の中には、高千穂峡、日南海岸、青島とか、全て県内有数の観光地を含めておりますので、そこ辺りの入込者数が減ったことが一番かなとは思っております。自然公園の入込数はなかなか分からないんですけれども、直近でいきますと、一人キャンプとかが増えておりますので、利用者は増えているのかなと思っております。

統計的にはなかなか出せないということですが、インバウンドを含めて利用者の拡大を図っていきたいと考えております。

○丸山委員 市町村の利用計画もあるということですので、その利用計画が絵に描いた餅ではなくて、実行できるものになっているのか、もう少ししっかりと詰めていただいて、補助対象にならなかったものに対してせつかく県がサポ

ートしていただくのであれば、本当にそれ以上の効果を出せるように市町村と連携しながらやっていただいて、ようやく国のほうも自然公園を利用してほしいという方針に変えてきているものですから、そこをうまく使ってもらって、宮崎県の魅力をつくるような形に、ぜひしていただきたいと思っております。

○川畑自然環境課長 御指摘のとおり、市町村と連携しながら公園の活用を図ってもらいたいと考えております。

○黒岩委員 こういう自然公園の中にあるトイレは、管理者がいらっしゃれば清掃が行き届いているんですけれども、大体無人の施設というのは清掃が行き届いていなくて、入る気にならないようなことが多いです。しかし、市町村側からしますと、維持管理経費がかかったり、もしくは山の中にあるものですから、なかなか人がそこまで常時行くことができないという課題もあるものです。こういう施設の整備の補助金もなんですけれども、その維持管理の在り方についても、市町村といろいろ議論をしながら、快適に利用できるような環境整備を充実してほしいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。これは要望でございます。

○本田委員 23ページの自然環境課の歳出予算説明資料ですが、令和4年度の当初予算が37億円、最終予算額が68億円ですけれども、今回も補正後で37億円の予算を組まれています。昨年度は、最終的に37億円が68億円になっているということで、非常に乖離が大きいんですけれども、こういう予算の組み方なのか。治山に関することなので、結果的にそういうことが起こってみたいと分からないことなのか、そこを教えていただきたいです。

○川畑自然環境課長 令和4年度の最終予算で

ございますけれども、この増額となった主な理由といたしましては、昨年度発生しました台風14号等の被害によるものでございます。

数字では申し上げられませんが、当初予算がなかったもので増えているものは、台風災害による災害復旧の事業費、それから国の補正もありましたので、その分が増えて、こういった結果になっております。

○本田委員 基本、結果があつてということと感じたんですが、14号という大きな台風があつたんですけれどもあまりにも乖離が大きいので、予測や過去からの統計を踏まえたある程度の上積みをした予算は考えていらっしゃらないということなんですか。

○川畑自然環境課長 当初予算で災害関連の予算は組んでおりますけれども、例年、事業の採択、査定を受けて実施することになりますので、例年、査定の結果を受けまして予算を計上して実施しているという状況でございます。

○丸山委員 26ページのドローン飛行許可証取得事業についてです。県職員もドローンで現場の撮影ができたほうが良いというのは何となく分かるんですけれども、委託でコンサルタントにやってもらったほうが予算もかけずに済むんじゃないかとか、ドローンを買わなくても委託したほうがより性能のいいものがあつたりとかするんじゃないかと思えます。

どういうふうにコンサルタントとの役割分担を考えていて、今回こういう事業を起こしたのか。あと、県土整備部や農政水産部とかも含めてやっていくのか。どう考えていけばいいのか、教えてください。

○川畑自然環境課長 先ほど説明をしましたがけれども、環境森林部で所管する災害は、山奥の現場が多くなります。コンサルタントのドロー

ンは、測量を目的としておりまして、レーザーを搭載しているなどかなり高価なものになります。そういったドローンを県職員が扱うのはなかなか難しいため、コンサルタントにお願いすることになります。

我々が考えておりますのは、災害直後に現場を調査するんですけれども、今回の災害でも1週間から10日以上かかってやっております。一番大変なのは、写真にありますように、山腹崩壊ですと、下から見ただけでは上がどれだけ壊れているか分からない状況でございますので、歩いていかないといけないため、一番最初の初動の現状把握で使いたいということで、今回ドローンを導入しております。

詳細な測量等につきましては、コンサルタントが大きなドローンを持っておりますので、それで測量をするということとしております。

あと、県土整備部は今回、ドローンの計画はしておりません。県土整備部の現場はどちらかということと道のあるところですので、ドローンを入れるとは聞いておりません。コンサルタントに委託してやるのかなと考えております。

○丸山委員 確かに山の中の現場がかなり多いということで必要だと思っておりますので、あとは市町村も山の中の市道、町道、村道を管理していることが多いものですから、その辺から要請があつたらばつと連携していけるような協定とか——協定まで結ばなくても必然的にやってほしいなと思っておりますが、その辺の話はうまく進んでいるものなんでしょうか。

○川畑自然環境課長 現在、ドローンはあるんですけれども、協定を結んでやっているわけではございません。今回、ドローンを整備しまして、資格を持った職員を県の農林振興局に配置します。各振興局は災害時等の地方の連絡本部

になりますので、その指揮のもとに活用していくのは可能かと考えております。

○丸山委員 36ページの「原木流通情報デジタル化推進モデル事業」についてです。今、伐採届を出しても、市町村が紙ベースでしか管理ができないからということなのですが、今後はこのシステムができれば、全ての伐採届に関してこのデジタル化が進むと認識していいのか。もしくは紙と併用していくのか、どんな形になっていくのか。できれば、全て電子化したほうがいいと思っていますが、その辺の市町村や伐採業者との話し合いはどの辺まで進んでいるのか教えてください。

○笹山みやざきスギ活用推進室長 今回のモデル事業につきましては、伐採届が出されたものについて対応をするところがございます。ですので、森林経営計画での伐採とか、また保安林許可の伐採というのは、伐採届がありませんので、今回のモデルとしては、伐採届のものだけということで、システムとこれまでどおり手作業という流れになります。

○丸山委員 クラウド化してしっかり情報管理をしていきたいということですので、本来は伐採届があるものとなないものを一緒に情報管理したほうがいいと思いますが、伐採届を出されているのが何割になっているかを教えてください。

○笹山みやざきスギ活用推進室長 伐採届による皆伐件数につきましては、全体の約8割でございます。残りが事後の届出等になります。

○丸山委員 モデル事業としてスタートするんですが、最終的には残りの2割についてもこのクラウドにしっかり載せて、流通させたほうがよりいいんじゃないかと思っているんですが、最終的にはそこまでいくと理解してよろしいのでしょうか。

○笹山みやざきスギ活用推進室長 委員の御指摘のとおり、事後の届出も検討を加えていながら、それをシステムに載せるところまで、将来的には考えていきたいと考えております。

○丸山委員 国有林も木材の伐採をしますので、その辺はどのように考えているのかを教えてください。

○笹山みやざきスギ活用推進室長 今回のシステムにつきましては、あくまでも民有林の伐採届出についてモデルをつくるということでございますので、国有林は入っておりません。

○丸山委員 国有林自体はこういうクラウドシステムでやっていないのか、もしやっていたら、それとひもづけるだけでできると思っています。そういうのは、他のところでも恐らくこういうふうに始めた事業があるんじゃないかなと思いますが、国有林については今どういうシステムでやっているのでしょうか。

○笹山みやざきスギ活用推進室長 国有林の部分につきましては、はっきりとは分からないところではございますが、このシステムについては、各原木市場での作業を効率化するというところがございますので、原木市場に集められたものにつきまして、このシステムで対応すると考えております。

○丸山委員 宮崎県が31年連続で素材生産のトップでありますので、国もすごく注目している県の一つだと思います。国有林は難しいかもしれないけれども、2割の事後の届出も含めて、原木流通がどういう形なのか把握できるように、しっかりとしたモデルをつくって、市町村において再生林の確認が事務的にしやすくなるような体制をしっかり構築できるようにしていただきたいと思っています。

○**笹山みやぎきスギ活用推進室長** 委員の御指摘のとおり、このシステムにつきましては、事務の効率化とか人為的なミスが減るとか、あと有利な販売につながるということで考えております。また、県としましては、合法伐採から合法木材の流通が図れる、また市町村におきましては、伐採後の確認ができる、また再生林の確認もできるということで進めてまいりたいと思います。

○**日高委員** 話をぶり返して申し訳ないんですが、先ほど、丸山委員が言われましたが、「省エネ家電導入支援事業」についてです。

今年の夏はものすごく暑くなりそうです。事業開始は8月から9月の初めという話をされていましたが、夏場を過ぎた後の事業開始になって、そこからしか受付しないということですよ。高齢者のことを心配するわけですが、地方自治法上の予算執行の問題で、遡及はできないということですよ。

例えば、家電の現物はあるわけで、領収書もあって、目視確認もしっかりできるということでしたら、4月からでも事業の対象にするということは、現行の予算執行上のやり方として、違法に近いようなことになるのか。それとも、自治体の判断で対象にできるのか。全く余地がないんですか。県が事業を始めてからの申請でないと対象にならないのか。

○**松浦環境森林課長** この事業は、国の臨時交付金を活用した事業でございますので、今回、補正予算を上げておりますので、まず議決されないと予算執行できないというルールがございますので、4月からというのは不可能だと考えております。少なくとも議決後になります。

それから、おっしゃるように、体制が整う前までに買われた事業者や県民の方はどうなるか

というところなんですけれども、そこはちょっと会計処理上の問題とかを確認させていただきたいと思います。

○**日高委員** 結局、法的にそれはもう不可能ということですね、4月から遡及して対象にするのはあり得ないということですね。

それと、今言われた、議決した後からというもの、どうなんですか。それは自治体の裁量ではできないんですか。

○**松浦環境森林課長** 大変申し訳ありません。議決後のいつまで遡及できるかについては、いろいろな関係各所に確認させていただきたいと思います。

○**日高委員** 県民が誰でも対象になるので、今年の夏の問題を考えると、何かもう少しいやり方ができないのかなと思いますが、よろしくお願いします。

○**安田委員長** それでは、次の報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○**松浦環境森林課長** 常任委員会資料の38ページをお開きください。

令和4年度に議会に承認いただきました繰越事業につきまして、繰越額が確定しましたので御報告いたします。

まず、令和4年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてであります。主管課ごと、事業ごとに記載しておりますが、40ページの一番下、合計の欄にありますとおり、環境森林部全体で25事業、繰越額は118億2,136万5,010円であります。

繰越理由につきましては、表の右側に事業ごとに主なものを記載しておりますが、工法の検討に日時を要したのものや、国の補正予算の関係により工期が不足したことによるものなどであ

ります。

次に、41ページを御覧ください。令和4年度宮崎県事故繰越し繰越し計算書についてであります。こちらも主管課ごと、事業ごとに記載しており、42ページ一番下の合計の欄にありますとおり、環境森林部全体で7事業、繰越額は15億9,342万8,444円であります。繰越理由につきましては、表の右側に記載しておりますが、主なものは、災害の発生により資材搬入路の通行不能に伴う工事の中断や資材搬入路の整備に日時を要したことで工期が不足したことによるものなどであります。

○安田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありませんか。

○丸山委員 去年の災害は非常に大きくて、現場までなかなか行きづらい場所もあるということで、1回繰越しをしているんだけど、事故繰もかなり出てくるような気がします。今はまだあと1年先の話なんですけれども、うまくいってほしいなと思いつつ、今の発注状況なり整備状況も含めて、現状ではどれくらい災害復旧が進んでいるとっていいのでしょうか。

○川畑自然環境課長 自然環境課で担当します、山地災害等について御説明いたします。

昨年度の災害で、山地災害は県内で約106か所ほど発生しております。そのうち令和4年度に査定等を受けまして実施する予定の箇所が県単事業も含めてですけれども34か所を予定しております。令和5年度につきましては12か所ほどを計画しておりまして、令和4年度につきましては今年の1月ぐらいに査定等を終え、発注準備にかかりまして、現在既に発注したところもでございますけれども、今発注の準備を進めているところでございます。7月末までには発注を

終えたいという計画で進めているところでございます。

この事業は順調にあって、当初は3月末で終わる目標でいきますけれども、今年の進捗状況によってはまた事故繰が発生する可能性はあるかと思いますが、一応、年度末完成を目指して着手しているところでございます。

○丸山委員 できれば7月までにうまく発注していただきたいと思うんです。結構、林務の仕事は人気が少ないという話も伺っているものですから、うまく発注してほしいなと思っっているんですが、その辺の苦労なんかは今どのような状況だと理解すればよろしいでしょうか。

○川畑自然環境課長 現在、発注準備を進めているところでございます。県土整備部も含めて多くの災害が発生しておりますので、市町村の事業等もあるため事業者数が限られております。その中で発注していく必要があるんですけれども、現場の箇所を一つにまとめて大きな単位で発注するとか、そういった工夫をしながら、また建設業界との意見交換を行いまして、それを参考に発注時期等を決定してやっているところでございます。

いずれにしても早期完成が必要でございますので、そのためには受注していただかないといけませんので、十分な調整を図りながら発注して早期完成に努めたいと考えております。

○松永森林経営課長 森林経営課が所管します林道災害の復旧状況について、御説明いたします。

昨年度は、台風14号災を含めまして県内で198路線、454箇所、約57億円の被害が発生しております。この林道災害につきましては、市町村のほうで復旧していくわけですけれども、去年から3か年、令和4年度から6年度で全部復旧す

るようになっております。予算的に昨年度4割を国からいただきまして、今年度45%ぐらいいただいて、今年度までに全部で85%は予算を確保して完了していきたいです。ただ、やはり農道とかでもいろいろな災害もありまして、そういったところでなかなか調整が行き届かない部分も出てくると思われまますので、今年度につきましても事故繰越しが発生しないように、なるだけ市町村と連携を取りながらやっていきたいと思ひます。

○安田委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○野口環境管理課長 常任委員会資料の44ページを御覧ください。

令和4年度大気、水質等の測定結果について御説明いたします。

1、目的は県民の健康を保護し、生活環境を保全するために関係法令に基づき、大気や水質などの汚染状況の監視を行うものであります。

2、測定結果の総括であります。本県の大気、水質、ダイオキシン類の測定結果は、一部の項目で環境基準を超えた地点がありましたが、おおむね良好な状況でございました。

次に、45ページを御覧ください。

大気、水質、ダイオキシン類の順に詳しく御説明いたします。

まず3、大気の測定結果についてであります。

(1) 大気汚染常時監視では、環境基準が定められています。右の表1の二酸化硫黄以下6項目について測定を実施いたしました。その結果、二酸化硫黄では田野測定局と都城自動車排出ガ

ス測定局の2局で環境基準を未達成、二酸化窒素は全ての測定局で基準を達成、光化学オキシダントは全ての測定局で未達成、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、一酸化炭素につきましては、全ての測定局で環境基準を達成してまいりました。

(2) 有害大気汚染物質モニタリング調査では、ベンゼンなど4項目について県内4地点で測定を行い、全てで環境基準を達成しました。

(3) 今後の取組としまして、良好な大気の状態を維持するために、常時監視や発生源に対する監視指導を継続し、また光化学オキシダントについては大陸からの越境汚染も考えられますので、国に対して国際的な取組の継続を要望してまいります。

次に、46ページを御覧ください。

4、水質の測定結果についてであります。右の表2を御覧ください。

公共用水域では、生活環境項目のBODが79水域・河川のうち都城市の花の木川の1つの水域で環境基準を未達成、CODは10水域・海域全てで基準を達成、健康項目を測定している83地点中、ヒ素が高千穂町の東岸寺用水取水点や岩川用水取水点など3地点で基準を未達成、ヒ素を除く26項目については、全ての地点で環境基準を達成してまいりました。

47ページを御覧ください。

(2) 地下水では、環境基準が定められているヒ素等について、概況調査を実施するとともに、過去に基準を超過した井戸水について継続監視調査を実施いたしました。

右の表3を御覧ください。

概況調査では、78地点全てで環境基準を達成、継続監視調査では47地点中11地点でヒ素や揮発性有機化合物などが環境基準を未達成でござい

ました。

(3) 今後の取組としまして、良好な水環境を維持するために公共用水域や地下水の常時監視はもとより、発生源に対する監視指導を行うとともに、生活排水対策を継続して実施してまいります。

次に、48ページを御覧ください。

5、ダイオキシン類の測定結果についてであります。右の表4を御覧ください。

行政が実施する常時監視では、大気、水質等全ての地点で環境基準を達成、設置者が自ら実施する廃棄物焼却炉等の排出ガスの発生源自主検査は、大気の69施設中1施設が排出基準を超過しており、また行政が実施する発生源立入検査では、大気の13施設中2施設が排出基準を超過しておりました。県では、この排出基準を超過した施設に対して、一度施設を停止させ改善を指導し、改善を確認しております。

(4) 今後の取組としまして、良好な環境を維持するために、常時監視や発生源に対する監視指導を継続して実施してまいります。

大気、水質等の測定結果につきましては以上であります。

49ページを御覧ください。

続けて、令和5年度海水浴場水質調査結果について御説明いたします。

1、目的は、海水浴場の水質等の現状を把握し、その結果を公表して県民等の利用に資することにあります。

右の図を御覧ください。

北は延岡市の1、下阿蘇海水浴場から、南の串間市の15、高松海水浴場までの15か所の海水浴場について、2、調査結果にありますように、令和5年4月11日から5月10日まで調査を実施いたしました。

3、調査項目は、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD、透明度の4項目であります。

4、調査結果は、表にあります判定基準に当てはめて、15か所全ての海水浴場の水質が「適」と判定されました。

○松永森林経営課長 次期指定管理候補者の選定について御報告いたします。

資料は50ページをお開きください。

環境森林部では4つの公の施設について、指定管理者制度を導入しておりますが、今年度末で3か年の指定管理期間が終了することから、引き続き指定管理者を募集することとしております。

まず1、現在の管理運営状況についてであります。

(1)の施設の概要を御覧ください。一番上、川南町にある宮崎県川南遊学の森は、県民の森林に関する知識、技術の習得や森林との触れ合いの場を提供するための施設で、現在の指定管理者は公益社団法人宮崎県緑化推進機構であります。

2つ目の小林市にある宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森、次の宮崎市高岡町にある宮崎県諸県県有林共に学ぶ森、その下の美郷町西郷にある宮崎県林業技術センター（森とのふれあい施設）は、森林、林業に関する知識技術の習得や森とのふれあいの場などを提供するための施設で、これらの3つの現在の指定管理者は公益社団法人宮崎県森林林業協会であります。

51ページへお進みください。

(2)の施設利用状況についてであります。主催事業（研修）の表は、各施設での主催事業の回数、参加者数を記載しております。表の右の2列、令和3年度と令和4年度が今期の指定管理者の指定期間になります。全ての施設で、

新型コロナウイルス感染症の影響から、参加者数はコロナ前と比べて減少しているものの、一番上の川南遊学の森、2番目のひなもり台県民ふれあいの森、4番目の林業技術センター（森とのふれあい施設）では徐々に回復しています。

その下の利用者数の表は、利用料金制を導入し、利用料金を徴収しているひなもり台県民ふれあいの森と林業技術センター（森とのふれあい施設）の利用者数の推移であります。この表につきましても、表の右の2列、令和3年度と令和4年度が今期の指定管理者の指定期間になります。両施設とも、先ほどと同様に新型コロナウイルス感染症の影響から、利用者数はコロナ前と比べて減少しているものの徐々に回復しています。特に、ひなもり台県民ふれあいの森のオートキャンプ場につきましては、新たに整備したひなたキャビンが好評なこともあり、令和4年度は過去最高の利用者数となったところでもあります。

52ページへお進みください。

(3)の施設収支状況であります。4施設とも指定管理料を主な収入としております。令和4年度の収支差額は、利用者数がコロナ禍前まで回復していないことや光熱水費の増加などにより、ひなもり台県民ふれあいの森が225万円余、林業技術センターが150万円余の赤字などとなっております。

53ページへお進みください。

(4)の管理運営状況についてであります。利用者の利便性やサービス向上等に関する主な取組を記載しておりますが、4、施設共通の取組としまして、マスコミなどへの情報提供、チラシやダイレクトメールの活用などの積極的な広報活動のほか、主催事業等参加者へのアンケート調査、予約受付等インターネットの活用な

どを行っております。

特に、ひなもり台県民ふれあいの森におきましては、共通事項のほか、県民ふれあいの森の通年開園やメンバーズ割引なども実施しております。

また、オートキャンプ場が、環境、施設、サービスともに優良なキャンプ場として、本年3月に一般社団法人日本オートキャンプ協会から、九州で初めて最高ランクの5つ星の認定を受けたところであります。

次に、(5)の評価及び課題についてであります。

川南遊学の森については、主催事業の利用者からの評価も高く、新聞広告やPRチラシの配布等により、主催事業の自然体験講座に初めて参加する人も増えてきていますが、主催事業以外の利用者の増加につながる取組を行う必要があります。

ひなもり台県民ふれあいの森につきましては、施設利用時間の延長や利用料金の値下げなどのほか、マスメディアやSNSを活用した積極的な広報活動等による経営努力を行った結果、令和4年度はオートキャンプ場の利用料金収入が過去最大となったものの、支出も増加し、収支差額はマイナスとなったため、業務の効率化や5つ星の獲得を契機としたさらなる利用者数の増加に努めるなど、収支の改善を図る必要があります。

諸県県有林共に学ぶ森につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により主催事業の参加者数は依然として少ない状況にありますが、参加者へのアンケート調査では良好な評価が得られておりますので、参加者ニーズに応じた多様な事業を実施するなど、利用者の増加につながる取組を行う必要があります。また収支につ

いても令和4年度はマイナスとなっているため、業務の効率化に努め、収支の改善を図る必要があります。

林業技術センター（森とのふれあい施設）については、研修プログラム、講師、スタッフの対応について、参加者へのアンケート調査でも良好な評価を得られており、リピーターも多い状況です。なお、収支差額については令和4年度はマイナスとなっているため、この施設につきましても利用者の増加や業務の効率化に努め、収支の改善を図る必要があります。

54ページへお進みください。

2、次期の募集方針についてであります。

(1)の業務の範囲ですが、いずれの施設も今期と同じ内容になっています。

川南遊学の森につきましては、施設の利用及び維持、保全と森林環境教育の実施に関する業務であり、他の3施設につきましては、施設の利用及び維持・保全と森林・林業に関する知識習得や自然との触れ合いのための研修に関する業務であります。

次に(2)の指定期間ですが、4施設とも令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

(3)の基準価格は、年額で川南遊学の森が716万5,000円、ひなもり台県民ふれあいの森が3,288万2,000円、諸県県有林共に学ぶ森が286万7,000円、林業技術センター（森とのふれあい施設）が3,148万7,000円としております。

参考の利用料金収入については、ひなもり台県民ふれあいの森と林業技術センター（森とのふれあい施設）が該当しますが、それぞれ年額でひなもり台県民ふれあいの森が2,615万5,000円、林業技術センター（森とのふれあい施設）が47万3,000円と設定しております。

(4)の募集概要ですが、募集期間は4施設とも7月6日から9月7日までの2か月間とし、説明会を7月25日から7月27日にかけて行います。また、県公報やホームページ、各種メディアでの広報を行っていくこととしております。

55ページへお進みください。

応募者の資格要件については、(5)の資格要件のとおりであります。まず、4施設共通の要件としまして、宮崎県内に事業所または事務所を有する、または指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体であることなど、①から⑧までの8項目を挙げております。

このほか、各施設ごとに定めます管理運営業務仕様書に掲げる管理運営に必要な免許等を有する組織・人員体制を指定管理の始期までに確保できること、また、ひなもり台県民ふれあいの森については、無料施設部分と有料のオートキャンプ場を一体的に適切で安全に管理運営するための総括責任者が常勤できることを要件としております。

56ページへお進みください。

(6)の選定について、①審査の流れですが、まず書類審査で資格要件の適否を審査し、次に外部委員の委員で構成する指定管理候補者選定委員会において、書類審査を通過した応募者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを行います。そして、最後に県の指定管理候補者選定会議において、選定委員会の審査結果を施設所管課において評価した結果と照らし合わせ、候補者が異なっていないか確認を行うこととしております。

指定候補管理者選定委員会は、従来と同様、施設ごとではなく、1つの選定委員会で4つの施設の指定管理候補者を選定することとしており、委員は②指定管理候補者選定委員会委員の

欄に記載してあります5名の方をお願いしております。

また、③指定管理候補者選定会議委員については、環境森林部長を議長とする委員で構成いたします。

(7)の選定基準については、住民の平等な利用の確保など①から⑤までの5つの事項を設定しております。

57ページへお進みください。

(8)の審査項目・配点であります。

表の左の列、選定基準の欄、①住民の平等な利用の確保から、58ページの⑤地域への貢献等まで、5つの基準でそれぞれ審査項目と配点を設定し、合計を100点としております。

最後に、59ページへお進みください。

3、スケジュールについてであります。

去る6月9日に第1回の選定委員会を開催し、今期の実績検証や次期の募集方針等の検討を行ったところであります。今後、7月3日から9月7日まで2か月間の募集期間、9月中旬の書類審査を経て、10月上旬に第2回の選定委員会による審査と選定会議による確認を行うこととしております。そして、10月中旬に指定管理候補者を選定し、11月定例会において指定管理者指定議案を提出することとしております。

○安田委員長 執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項について質疑はありませんか。

○黒岩委員 50ページなんですけれども、4つの施設があるわけですが、これは個別に4本募集されると思うんですけれども、前回の応募者数がどれくらいあったか教えていただきたいと思っております。

○松永森林経営課長 これまで、ひなもり台県民ふれあいの森と川南遊学の森と林業技術セン

ター(森とのふれあい施設)では、この2期は応募者の状況はここに記載している公益社団法人のみでしたが、それ以前につきましては、過去にひなもり台県民ふれあいの森で2者が応募したことがございました。また、川南遊学の森でも2回、同じ会社ですけれども2回、別の会社が応募したことがございました。また、林業技術センターにつきましても、同じ会社ですけれども過去2回、別の団体が応募したことがございました。

○黒岩委員 要は令和3年からスタートするこの募集については、それぞれ1者だけだったということでしょうか。

○松永森林経営課長 はい、そのとおりでございます。

○黒岩委員 この第5期、第6期それぞれ指定管理期間が3年だったんですけれども、恐らく指定管理は5年が基本だと思いますが、今回5年にされた理由を教えてください。

○松永森林経営課長 これは全庁的なものであります。指定管理期間を3年よりも5年にすることで指定管理者の創意工夫によるサービスが上向いて、継続的に安定的にサービスが提供できることと、あと人員の確保、育成の上からも、5年にしたほうが雇用者も安心して勤めることができますので、そういったことから団体等の参入もしやすくなるものだと考えております。

○黒岩委員 5年については私も大賛成だと思います。

54ページの(3)基準価格で、ひなもり台県民ふれあいの森については単年度で3,200万円の指定管理料を支払うとなっております。

52ページを見ますと、ひなもり台県民ふれあ

いの森の収支状況なんです、今まで指定管理料が単年度で2,900万円台です。これは年度協定で金額が変わってくると思うんですが、この支出のところ、令和2年度が5,100万円、令和3年度が5,500万円、令和4年度が6,800万円というふうになっているんですが、どの部分を見られて、指定管理料を今回3,200万円に設定されたのかなという疑問もあるんですけども、まずこの令和4年度に大幅に支出が増えたのはどういった要因があるんでしょうか。

○永田森林管理推進室長 まず、令和4年度で支出が増えている理由なんですけれども、これは令和4年度で収支決算がマイナス225万2,000円、これは利用者の増加に対応するために、指定管理者が職員を1人増加しました。その人件費の増加による部分と、あとその他光熱費の高騰、そういったものが主な理由でございます。

○安田委員長 暫時休憩いたします。

正午休憩

正午再開

○安田委員長 それでは委員会を再開いたします。

それでは、引き続き委員の皆様への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それではないようですので、次に移りたいと思います。

それでは、請願の審査に移ります。

請願第1号「森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への森林環境譲与税の配分を高めるよう譲与基準の見直しを求める意見書」の提出を求める請願について、執行部から何か説明はございませんでしょうか。

○松浦環境森林課長 請願に関する説明は特に

ございませんが、森林環境譲与税につきましては、先月行った国への要望活動の際に、知事から総務大臣等に対しまして譲与基準を地域の実情に則したものに直すよう、要望を行ったところでございます。

○安田委員長 関連して、委員から何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、その他で何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは以上をもって、環境森林部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後0時59分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○久保農政水産部長 農政水産部でございます。

本日は、お手元の常任委員会資料の3ページの目次でございますとおり、予算議案1件、特別議案が2件、報告事項3件の御審議をお願いしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

座って説明させていただきます。

それでは、資料の4ページを御覧ください。

まず、Iの予算議案、議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正予算については、一般会計の補正のみで、補正額につきましては、表の令和5年度の補正額の欄の上から2番目、黒字、太字のところですが、21億8,293万9,000円の増額をお

願いしております。この結果、特別会計と合わせた農政水産部全体の補正後の額は、その2つ右側の欄の補正後の額の欄の一番上にありまして、432億557万3,000円となります。

次に、5ページを御覧ください。

繰越明許費の追加についてであります。

公共土地改良事業並びに水産基盤整備事業について、用地交渉等に日時を要したことなどの理由により4億100万円の追加をお願いするものでございます。

6ページを御覧ください。

こちらのほうでは、令和5年度の重点的な取組について、農業と水産業のそれぞれの長期計画の施策の体系に沿って整理しております。黒字の部分が当初予算で、赤字で書いてあるのが今回の6月補正予算案の事業となりますので、後ほど参考までに御覧ください。

また、8ページ、こちらのほうには、今回の6月補正予算案の事業を宮崎県総合計画のアクションプランと原油価格・物価高騰等対策に整理した一覧を掲載しておりますので、こちらも後ほど御覧ください。

9ページからが、6月補正事業の説明資料でございますが、詳細につきましては、この後、担当課長から説明させていただきます。

3ページにまたお戻りいただいて、目次を御覧ください。

Ⅱの特別議案につきましては、ここに記載してございまして、議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」と議案第11号「工事請負契約の締結について」の2件であります。こちらも後ほど担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、Ⅲの報告事項といたしまして、損害賠

償額を定めたことについてと、令和4年度繰越明許費繰越計算書並びに事故繰越し繰越計算書の3件につきまして報告するものでございます。こちらも後ほど担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○安田委員長 次に、議案について説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○原田農政企画課長 常任委員会資料の10ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで6,573万9,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、25億3,763万4,000円となります。内容について、御説明いたします。

11ページを御覧ください。

(事項)新農業振興推進費の説明欄の1、新規事業「G7から始まる官民連携農業プロジェクト事業」及び次の(事項)中山間地域活性化推進費の説明欄の1、改善事業「山間地域農業持続化モデル構築事業」につきまして、次の資料で御説明をいたします。

12ページを御覧ください。

新規事業「G7から始まる官民連携農業プロジェクト事業」でございます。

予算額は、4,700万円です。

この事業は、事業の目的にございますように、農業の生産性や持続可能性がテーマとなったG7宮崎農業大臣会合の開催を契機といたしまして、官民の連携による地域資源の有効活用に向けた取組の事業化を加速化することにより、持続可能な農業構造への転換を図るものです。

事業の概要につきましては、13ページで御説明いたします。13ページを御覧ください。

下段中央部の①官民連携プラットフォーム運営事業では、生産者や多様な事業者等が参画するプラットフォームの設置・運営を行うものでございます。

具体的には、三角形の左側にありますとおり、地域資源の有効活用や飼料等の国産化など意欲ある県内の農業者や市町村等と、三角形の右側にございます独自の技術やアイデア等で持続可能な農業構造への転換を後押しできる民間企業等を募集し、プラットフォームの会員としてエントリーしてもらいます。

その後、プラットフォームにおいて、会員同士のマッチングや面談、個別の協議を通じ、持続可能な農業の実現に向け事業化への機運や熟度が高まったものにつきましては、農業者や民間企業等とで事業化検討プロジェクトチームを構築してもらい、県も関与しながら、事業化に向けたプロジェクトを推進してまいります。

また、上段の②農業構造転換加速化事業では、プラットフォームで構築された事業化検討プロジェクトチームに対して、プロジェクトの事業化に向けた事前調査や事業性評価等の取組を支援いたします。

事業期間は、令和7年度までの3年間を予定しております。

次に、14ページを御覧ください。

改善事業「山間地域農業持続化モデル構築事業」でございます。

予算額は、1,873万9,000円です。

この事業は、事業の目的にございますように、人口減少等により地域農業の担い手不足が深刻な山間地域において、移住希望者等を対象に市町村等の関係機関が一体となって複合的経営等

の形態への就農を支援することにより、山間地域ならではの多様な担い手の確保・育成を図るものでございます。

事業の概要につきましては、15ページを御覧ください。

上段の①山間地域経営体育成モデル事業では、農業を核としながらもマルチワークや半農半Xなど、多様な経営スタイルをイメージしている移住希望者等に対しまして、そうした複合的経営による安定した所得の確保のため、農業に係る技術習得や機器、簡易施設の導入などを支援いたします。

また、下段の②経営体育成サポート事業では、県が複合的経営の実態や所得等の現状分析を行いながら、県サポーターを関係市町村へ派遣し、移住者等に対して、JAや普及員等を交えたサポート体制により創業計画の策定支援や経営的な指導、助言等の伴走支援を行います。

これらの取組により、山間地域における持続可能な経営体モデルを構築し、地域農業の活性化につなげてまいります。

事業期間は、令和7年度までの3年間を予定しております。

○大田農業流通ブランド課長 16ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで2億3,655万5,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、6億4,106万円となります。

内容について御説明いたします。

17ページを御覧ください。

1番目の(事項)新農業振興推進費の説明欄1、改善事業「みやざき農畜水産物の架け橋構築事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

次の(事項)農産物流通体制確立対策費の説明欄1、「食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業」、1億7,800万円です。

本事業は、輸出先国の規制に対応したHACCP等の食品衛生基準を満たすため、食品製造事業者等が行う施設整備を支援するもので、新たに要望のあった水産関連加工施設の整備について、補正をお願いするものです。

18ページを御覧ください。

改善事業「みやざき農畜水産物の架け橋構築事業」でございます。

予算額は、5,855万5,000円です。

この事業は、事業の目的にありますとおり、県産農畜水産物の産地と消費者等をつなぐかけ橋となる場を創出し、県民の理解と消費行動を促すとともに、大都市圏での認知度と購入意欲の向上を図るものです。

事業内容につきましては、19ページを御覧ください。

この事業では、県内対策と大都市圏対策に分けて取組を進めてまいります。

まず、①の県内対策事業では、農畜水産物の関係団体が一丸となった物産イベントや飲食店等と連携して、ヘブスや日向夏など青果物の旬を発信するイベント等の開催を支援いたします。

②の大都市圏対策事業では、真ん中の赤文字で記載しておりますが、市場に流通していない水産物を販売するためのECサイトの構築や右側に赤文字で記載しております青果物の旬を発信するイベントの開催、シェフによる県産農畜水産物を使った新メニューの開発に新たに取り組むとともに、引き続きコロナ禍で関係を構築した飲食店等での中小規模のプロモーション等を実施いたします。

事業期間は、令和7年度までの3年間を予定

しております。

○蛭原農業普及技術課長 20ページを御覧ください。

当課の補正予算は、一般会計のみで7億7,702万5,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、43億5,827万円となります。

それでは、内容について説明いたします。

21ページを御覧ください。

1番目の(事項)原油価格・物価高騰等対策事業費の説明欄の1、「農業セーフティネット対策緊急強化事業」、2億7,495万4,000円です。

この事業は、燃油価格高騰の影響が大きい施設園芸等について、国によるセーフティネット制度に加入する際の農家の積立金の一部を支援するものであります。

令和4年度も実施しましたが、現在も燃油の高騰が続いていることから、今年度も引き続き支援を行い、国制度への上位コース加入を促進するとともに、木質ペレットの安定供給に向けて、価格上昇分の一部を支援することで、経営継続を後押ししてまいります。

その下の説明欄2、改善事業「被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業」につきましては、後ほど説明いたします。

次の(事項)農産物高品位生産指導対策費の説明欄の1の(1)持続可能なみやざきグリーン農業構築事業、1,498万6,000円です。

これは、有機農業の拡大に向け、有機農業が学べる学校づくりや講演会、セミナーの開催、学校給食における地元産有機農産物の活用などの市町村の取組について支援するものであり、国庫補助決定に伴い増額するものです。

その下の説明欄2、新規事業「みやざき有機農業拡大加速化事業」及び次の(事項)農業研

究機能高度化推進対策費の説明欄1、新規事業「農業試験研究体制強化事業」につきましては、後ほど説明いたします。

22ページを御覧ください。

改善事業「被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業」でございます。

予算額は、4億5,155万9,000円です。

この事業は、事業の目的にありますとおり、国際情勢等の影響により、価格の高騰が続いているビニール等の農業用資材について、価格上昇分の一部を支援することで、農業者の負担軽減を図るものであります。

事業の概要について、23ページを御覧ください。

①の図にありますとおり、ビニールやマルチ等の農業用資材価格については、高騰前の令和3年と比較し、令和4年に3割高騰しましたが、令和5年はさらに上昇することが予想されます。

そして、これらの資材は、農家の経営努力や栽培の工夫で削減・代替することは不可能であることから、その一部を支援することが必要と考えております。

そこで、昨年と同様に、高騰前からの価格上昇分の2分の1相当を補助することとし、昨年までの支援対象であった施設園芸の内張、外張資材、露地園芸のマルチ、飼料作物のサイレージ用ラップに加えまして、露地園芸のトンネル資材を新たに追加したいと考えております。

また、②では、資材販売者に対して農業者の事業参加取りまとめや県への申請事務を支援するとともに、農業用廃プラスチックの適正処理の啓発活動によるリサイクル率の向上を図ってまいります。

事業期間は、今年度限りを予定しております。

24ページを御覧ください。

新規事業「みやざき有機農業拡大加速化事業」でございます。

予算額は、2,552万6,000円です。

この事業は、事業の目的にありますとおり、有機農業技術の普及や有機JAS認証拡大の支援による産地づくりに加え、有機農産物の販路拡大などの取組を行うことにより、有機農業の拡大を加速化するものであります。

事業概要について、25ページを御覧ください。

有機農業については、4月に開催されたG7農業大臣会合においても、持続可能な農業・食料システムの達成に向けた実践的な措置として、有機農業を促進・実施する声明がまとめられたところであり、有機農業の推進は、県が市町村等と一体となって進める取組と考えております。

そのため、本事業では、市町村等に対し、①有機農業技術の普及として、研修会の開催や先進農家による現地指導を支援し、②有機JAS認証拡大や産地づくりにより、有機JAS転換期間中の掛かり増し経費や有機JAS認証維持経費、有機栽培に必要な苗供給体制の整備を支援してまいります。

さらに、③販路拡大支援として、県内外のホテルや飲食店等に対する実需ニーズ調査やマッチング商談に必要な経費等を助成するとともに、④推進体制の強化により、県有機農業連絡協議会の体制強化に取り組み、県内の有機農業の拡大を図りたいと考えております。

事業期間は、令和7年度までの3年間を予定しております。

続きまして、26ページを御覧ください。

新規事業「農業試験研究体制強化事業」でございます。

予算額は、1,000万円です。

この事業は、事業の目的にありますとおり、

G7宮崎農業大臣会合の宮崎アクションを踏まえ、持続可能な農業を支える試験研究体制の強化について、調査・検討を行うものであります。

事業の概要について、27ページを御覧ください。

本県の農業試験研究に関する施設は、総合農業試験場の本場と4つの支場があり、それぞれに生産現場に貢献する研究に取り組んでいるところですが、世界情勢の不安定化や地球環境問題、担い手の減少などを背景に、試験研究ニーズは、これまで以上に高度化・多様化しております。

このため、本事業において、農業情勢等を踏まえた試験研究ニーズの調査、試験場の現状分析と課題の抽出とともに、高度な研究ニーズに対応できる試験研究の高度化・効率化に関する方針案の作成を委託し、今後、持続可能な農業を支える試験研究体制の強化に向けた検討に活用してまいりたいと考えております。

事業期間は、今年度限りを予定しております。

○黒木農産園芸課長 28ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで936万円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、21億2,435万3,000円となります。

次に、内容について、御説明いたします。

29ページを御覧ください。

(事項)産地強化対策事業費の説明欄1、新規事業については、詳細は次の資料で説明いたしますので、続けて30ページを御覧ください。

新規事業「加工・業務用野菜日本一産地確立事業」でございます。

この事業は、事業の目的にありますとおり、産地を担う大規模経営体の生産性の向上とインターネットや経営分析ソフトなどのDX技術等

によって分業化を推進することで、加工・業務用野菜産地の持続的な発展を目指すものです。

31ページを御覧ください。

上段、①の加工・業務用産地確立支援事業では、機械作業を委託したい小規模農家と受託可能な大規模経営体等をデジタルツールによってマッチングする取組を支援するとともに、必要な資機材の導入を促すことで、大規模経営体等を主体とした機械化・分業化体制を構築します。

次に、下段②の加工・業務用産地確立推進事業では、分業化体制が円滑に運営されますよう、委託農家や受託法人に対して生産工程ごとに労働生産性や収益性等のデータの解析を行い、経営メリットとなる最適な改善策として、提案・助言ができる人材の育成を進めます。

対象は、普及指導員やJAの指導員等を想定しておりまして、育成プログラムの運営は、専門のコンサルタントへ委託する予定です。

これらの取組を通じまして、効果的で効率的な機械化・分業化の受委託契約を後押しすることで、加工・業務用野菜産地の維持・再生を図ってまいります。

事業期間は、令和7年度までの3年間を予定しております。

○水野畜産振興課長 32ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで6億4,721万3,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、77億1,298万8,000円となります。

内容について、御説明いたします。

33ページを御覧ください。

1番目の(事項)畜産振興対策事業費の説明欄の1、新規事業「みやぎきの新たな肉用牛肥育体系確立事業」、そして次の(事項)肉用牛改良対策費の説明欄の1、新規事業「第13回全国

和牛能力共進会保留対策事業」につきましては、後ほど御説明をいたします。

次の(事項)酪農振興対策費の説明欄の1、「乳用後継牛育成預託支援緊急対策事業」、2,231万3,000円でございます。

この事業は、物価高騰に伴う宮崎県酪農公社の乳用後継牛預託事業の預託料値上げ相当分の農家負担の一部を支援することによりまして、酪農生産基盤の強化と生産性の向上を図るものでございます。

次の(事項)養鶏振興対策費の説明欄の1、新規事業「みやざき地頭鶏ひな導入確保支援事業」、34ページを御覧いただきまして、1番目の

(事項)食肉鶏卵流通対策費の説明欄の1、新規事業「世界に発信!宮崎牛おいしさPR事業」、次の(事項)飼料対策費の説明欄の1、改善事業「畜産経営飼料高騰対策支援事業」につきましては、後ほど説明をいたします。

36ページを御覧ください。

新規事業「みやざきの新たな肉用牛肥育体系確立事業」でございます。

予算額は、1,400万円です。

本事業は、事業の目的にありますとおり、飼料価格高騰の常態化に対応した新たな飼養技術の導入や安定的な肉用牛の生体輸送体系の検討を支援することによりまして、新たな肉用牛肥育体系の確立を図るものでございます。

37ページを御覧ください。

①の新たな飼養技術の導入では、肉用牛の肥育期間短縮による早期出荷技術に取り組む生産者に対して、技術が定着するまでの負担軽減を行い、肥育期間短縮による飼料代の低減ですとか、出荷月齢の早期化による出荷頭数の増加を図ってまいります。

②の肉用牛生体の輸送体系の検証では、肉用

牛の東京市場への生体出荷は、首都圏のバイヤーからのニーズがありまして、年間1,000頭前後の出荷が行われているものの、いわゆる2024年問題によりまして、現状のトラック輸送では、ドライバーの休息確保等に問題が生じます。

このため、ドライバーの休息時間の確保が可能なフェリーでの新たな輸送体系を確立するために、課題となります暑熱対策等への検証を行います。

事業期間は、①の事業につきましては、令和7年度までの3年間、②の事業につきましては、今年度限りを予定しております。

38ページを御覧ください。

新規事業「第13回全国和牛能力共進会保留対策事業」でございます。

予算額は、1,600万円です。

本事業は、事業の目的にありますとおり、第13回全国和牛能力共進会(北海道大会)におきまして本県出品牛の好成績を目指しまして、出品候補牛の掘り起こしと選抜圧を高めるために優良雌子牛を県内保留し、その産子を全共候補牛として確保するものであります。

39ページを御覧ください。

具体的には、保留対策事業フローのとおり、県内の子牛品評会におきまして、体型審査、それから繁殖成績の条件を満たす優良雌子牛を年間200頭保留しまして、その産子(娘牛)、これを全共候補牛として調査・確保しまして、好成績を目指すものであります。

事業期間は、令和6年度までの2年間で予定しております。

それでは、40ページを御覧ください。

新規事業「みやざき地頭鶏ひな導入確保支援事業」でございます。

予算額は、1,030万円です。

本事業は、事業の目的にありますとおり、物価高騰に伴うみやぎ地頭鶏ひな価格値上げの一部を支援することによりまして、生産者の負担を軽減し、みやぎ地頭鶏の生産拡大を図るものでございます。

41ページを御覧ください。

みやぎ地頭鶏ひな供給体制にありますとおり、ひな供給センターで生産・増殖された素ひなが生産農家に供給されまして、肥育して出荷されますけれども、飼料価格等の高騰の影響で、素ひな価格が値上げをされましたので、生産者負担の一部を支援することで、ひな供給羽数の増加を後押しするものでございます。

事業期間は、今年度限りを予定しております。

それでは、42ページを御覧ください。

新規事業「世界に発信！宮崎牛おいしさPR事業」でございます。

予算額は、9,450万円です。

本事業は、事業の目的にありますとおり、メディアやSNS等を活用しまして、国内外の幅広い年代層においしさ日本一宮崎牛をPRしまして、浸透させることで、宮崎牛のブランド力をさらに高めますとともに、新たな購買層の獲得、輸出の拡大を促進するものであります。

43ページを御覧ください。

①のメディアを活用した宮崎牛PR事業では、テレビなどのマスメディアを活用しまして、全国の幅広い年代層に対して宮崎牛がおいしさ日本一であることや宮崎牛の指定店をPRいたします。

②のSNSを活用した宮崎牛PR事業では、若年層、若い方の多くが利用しますユーチューブなどのSNSを活用しまして、宮崎牛をPRすることで、新たな購買層の獲得を進めてまいります。

③の海外向け宮崎牛PR事業では、アメリカなどの輸出重要市場において、現地パートナー等と連携しましたイベント開催ですとか、バイヤーなどへの情報発信を行ってまいります。

事業期間は、今年度限りを予定しております。

44ページを御覧ください。

改善事業「畜産経営飼料高騰対策支援事業」でございます。

予算額は、4億9,010万円です。

本事業は、事業の目的にありますとおり、配合飼料等の価格高騰が長期化する中で、畜産経営における飼料費の負担を軽減し、持続可能な畜産経営の確立を図るものでございます。

45ページを御覧ください。

①の「畜産セーフティネット対策緊急強化事業」では、国の配合飼料価格安定制度における生産者積立金相当額の一部でありますトン当たり200円を支援し、また②の「酪農乳質向上対策支援事業」では、酪農で使用される乾牧草（アルファルファ）の購入費の一部を支援、そして③の「養豚生産性向上対策支援事業」では、養豚で使用される人工乳購入費の一部を支援することで、飼料費の負担を軽減してまいります。

事業期間は、今年度限りを予定しております。

○坂元家畜防疫対策課長 46ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで1,975万円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、14億540万8,000円となります。

内容について、御説明いたします。

47ページを御覧ください。

（事項）家畜衛生技術指導事業費の説明欄の1の新規事業につきましては、詳細は、次の資料で説明いたします。

48ページを御覧ください。

新規事業「家畜疾病発生低減対策支援事業」
でございます。

予算額は、1,975万円です。

本事業は、事業の目的にありますとおり、飼料などの価格高騰に加え、家畜共済制度の見直しにより経営的に厳しい状況にある畜産農家のうち、特に繁殖障害や慢性の消耗性疾病が多発している農場に対するコンサルティングをより充実することで、繁殖性の向上や子牛や子豚の事故率を低減させ、足腰の強い持続可能な畜産経営を確立するものです。

49ページを御覧ください。

具体的には、①の生産獣医療パッケージ事業としまして、上段にありますとおり、農業共済組合、いわゆるNOSA Iが実施する農場のコンサルティングにおいて、疾病が多発している重点農場を選定した上で、繁殖牛や搾乳牛の代謝プロファイリングや養豚農場の消耗性疾病の検査、そしてその結果を踏まえたNOSA Iの獣医師による農場へのコンサルティングに係る経費を支援いたします。

この取組により、下段にありますとおり、牛飼養農場では繁殖成績を向上させ、さらに子牛の下痢の発生率を低減させるとともに、豚飼養農場では、子豚や肥育豚の呼吸器病の発生率を低減させることで、各農場における畜産経営の安定化を図ってまいります。

事業期間は、今年度限りを予定しております。

○城ヶ崎農村整備課長 50ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで2,880万円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、133億1,916万4,000円となります。

内容について、説明いたします。

51ページを御覧ください。

(事項) 土地改良管理費の説明欄の1、改善事業につきましては、詳細は、次の資料で説明いたします。

52ページを御覧ください。

改善事業「農業水利施設電気料金高騰対策支援事業」でございます。

予算額は、2,880万円です。

本事業は、事業目的にありますとおり、農業水利施設の電気料金高騰に対し、土地改良区等の省エネルギー化やコスト縮減への取組を促進するとともに、農業者への影響緩和のためのソフト・ハード両面から支援することで、土地改良区等の体質強化を図るものであります。

53ページを御覧ください。

①の「電気料金高騰対策サポート事業」では、土地改良区等が管理する揚水機等の省エネルギー化やコスト縮減などの経営改善への取組に対し、宮崎県土地改良事業団体連合会からアドバイザー等を派遣し、取組支援や改善計画策定への技術的な助言を行うものです。

②の「電気料金高騰対策整備事業」では、改善計画に位置づけられた遠隔操作や自動運転を可能にする機器類の設置、消費電力の少ない高効率モータへの更新に対し200万円を上限に定額補助を行うものです。

さらに、③の「電気料金高騰対策支援事業」では、改善計画を実行する土地改良区等に対し、取組を後押しするための電気料金高騰分の2分の1を支援するものです。

事業期間は、今年度限りを予定しております。

○馬場担い手農地対策課長 54ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで2,659

万9,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、30億5,465万4,000円となります。

内容について御説明いたします。

55ページを御覧ください。

(事項) 担い手育成総合対策事業費の説明欄1、改善事業「農業外国人材確保・定着体制構築事業」及び次の(事項) 構造政策推進対策費の説明欄1、改善事業「農地中間管理機構等支援事業」につきましては、詳細は次の資料で説明いたします。

56ページを御覧ください。

改善事業「農業外国人材確保・定着体制構築事業」でございます。

予算額は、750万円の増額です。

この事業は、事業の目的にありますとおり、外国人材の受入れやフォローアップ体制を構築するために監理団体の誘致や新たな受入れ方式の実証等を行うもので、今回の補正予算では、事業の概要において、下線が引いてあります④の農作業請負方式技能実習に係る運営強化と⑤の「受入れ施設整備事業」を新たに実施するものです。

57ページを御覧ください。

具体的には、まず④の「外国人材定着支援事業」では、外国人材の受入れ手法の一つである農作業請負方式技能実習に係る運営強化として、関係協議会の体制を充実します。

農作業請負方式技能実習とは、外国人技能実習生をJAで受け入れ、集出荷施設や作業請負契約を締結した組合員圃場等で幅広く実習をする方式ですが、今回体制を拡充する関係協議会による指導助言を行い、新たな受入れ方式を確立します。

次に、⑤の「受入れ施設整備事業」では、外

国人材の住居確保対策として、遊休化している公営住宅の活用推進に向け、県が先行して県営住宅の活用によるモデル実証に取り組みます。

事業期間は、④の事業は、令和7年度までの3年間、⑤の事業は、今年度限りを予定しております。

次に、58ページを御覧ください。

改善事業「農地中間管理機構等支援事業」でございます。

予算額は、1,909万9,000円の増額です。

この事業は、事業の目的にありますとおり、農地中間管理機構等による担い手への農地の集積・集約化を加速するとともに、農業委員会等の活動を支援するもので、今回の補正予算では、下線が引いてあります②の事業において、規模拡大を計画する経営体に農地を抛出する地権者等に対して新たに協力金を交付するものです。

59ページを御覧ください。

具体的には、農業者の減少が加速する中、大規模経営体の育成が喫緊の課題であります。中ほど左手の絵にありますとおり、産地においては、分散・錯綜した農地が多いため、規模拡大を計画する経営体に農地を抛出する地権者等に対して、10アール当たり2万円を交付し、農地の集積・集約化を集中的に進めまして、農地の効率化、スマート化を促進し、大規模経営体を育成してまいります。

なお、本事業は、左下のとおり、県内各地で来年度までの策定を目指している地域農業の方針等を示す地域計画のモデル地区や圃場整備地区等を対象とし、スムーズに事業を推進していきます。

事業期間は、令和6年度までの2年間を予定しております。

○大村水産政策課長 委員会資料の60ページを

御覧ください。

当該の補正予算額は、一般会計で3億1,014万8,000円をお願いしております。

この結果、補正後の一般会計の予算額は、右から3番目の欄にありますとおり、17億3,709万7,000円、特別会計を合わせた全体の予算額は19億5,327万5,000円となります。

内容について、御説明いたします。

61ページを御覧ください。

水産政策課の補正予算は、(事項)地域漁業経営改革対策費の説明欄1の新規事業「県産キャビア競争力強化技術開発事業」、説明欄2の新規事業「漁業用製氷施設の省エネ推進対策事業」、説明欄3の新規事業「漁業経営セーフティーネット対策緊急支援事業」の3事業でございますが、その詳細につきましては、62ページからの資料で御説明をいたします。62ページを御覧ください。

新規事業「県産キャビア競争力強化技術開発事業」でございます。

予算額は、1,100万円でございます。

本事業は、事業の目的にありますとおり、チョウザメの稚魚を全て雌にする技術開発を行い、養殖業者の収益性の向上と県産キャビアの競争力の強化を図るものでございます。

63ページを御覧ください。

上段の中ほどにありますとおり、チョウザメの性を決定する遺伝子は雄がZZ型、雌がZW型であり、雄と雌の発生比率は1対1となっております。

また、雄と雌の判別は、外見ではできないことから、3～5年間を飼育した後に、実際におなかを開いて確認する必要があることから、養殖業者の飼育経費や判別作業が大きな負担となっているところでございます。

このため、県では、下段の左枠にありますとおり、現在、雄の遺伝子を不活化し、雌の特性だけを遺伝させる雌性発生技術を用いて、WW型の超雌をつくり、雌だけの稚魚を生産する技術開発に近畿大学と共同で取り組んでおります。

この超雌WWは、PCRによって判別いたしますが、現在、PCRで判別するための人工遺伝子配列プライマーがないため、本事業では、チョウザメの全ゲノム解析やプライマーの開発などを行い、超雌を判別するための技術開発に取り組んでまいります。

事業期間は、令和6年度までの2年間を予定してございます。

続きまして、64ページを御覧ください。

新規事業「漁業用製氷施設の省エネ推進対策事業」でございます。予算額は2,280万円でございます。

本事業は、事業の目的にありますとおり、漁業生産に不可欠な製氷施設の省エネ化を支援するとともに、電気料金高騰による影響を緩和し、氷の安定供給を図るものです。

65ページを御覧ください。

具体的には、①の氷安定供給緊急支援事業において、漁業者に氷を販売する県漁業協同組合連合会に対しまして、製氷施設の電気料金上昇分の一部を補助してまいります。

右の図にありますとおり、令和5年度の電気料金は前年に比べ50%増加すると見込まれておりますので、この急騰の影響を緩和する緊急的な支援を行うことにより、漁業者への継続した氷の安定供給を図ります。

また、その下の②の省エネ計画策定支援事業では、県漁業協同組合連合会に対しまして省エネ実施計画の策定経費の一部を補助してまいります。県内に7か所ある県漁業協同組合連合会

の製氷施設につきまして、専門家によるエネルギーの最適利用に係る分析評価を受け、効果的な改善策を策定実施することにより、来年度以降においても徹底した省エネによる氷の安定供給を図ってまいります。

事業期間は今年度限りでございます。

続きまして、66ページを御覧ください。

新規事業「漁業経営セーフティネット対策緊急支援事業」でございます。予算額は2億7,634万8,000円でございます。

本事業は、事業の目的にありますとおり、国の漁業経営セーフティネット構築事業における漁業者の積立金相当額の一部を支援することにより、燃油や養殖用飼料の価格高騰の影響を受ける漁業者の負担を軽減し、経営の維持を図るものでございます。

67ページを御覧ください。

具体的には、左側の図の国のセーフティネット対策のイメージにありますとおり、四半期ごとに平均価格が基準価格を上回った場合に、各漁業者と国の積立金からその差額が補填される仕組みとなっております。

その積立金のイメージを右に図で示しておりますけれども、通常の補填額は漁業者と国が1対1の割合で負担しますが、令和3年度から続く価格高騰により補填を連続して発動していることから、漁業者の積立金が枯渇している状況となっております。

そこで、新たな積立金に係る経営負担が増加してございますので、その下にありますとおり、令和5年度の漁業者積立金の3分の1を県が支援することにより漁業者の負担を軽減し、経営の維持を図ってまいります。

事業期間は今年度限りを予定しております。

○赤嶺漁業管理課長 68ページを御覧ください。

当課の補正予算額は一般会計のみで、6,175万円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は右から3番目の欄のとおり、34億2,087万3,000円となります。

内容について説明いたします。69ページを御覧ください。

表中ほどの事項、漁業経営構造改善事業費の説明欄1、「水産業強化支援事業」、175万円です。本事業は、沿岸漁業に必要な生産基盤の整備等を行うもので、漁港漁村交流の促進のため漁業者等が行う漁港施設でのPRやイベント開催に係る費用を支援するものであり、国庫補助決定に伴うものであります。

次の事項、県単漁港建設事業費の説明欄1、公共関連工事、6,000万円です。本事業は、国庫補助事業の採択要件に満たない工事等を県単独で行うことで、漁港及び背後集落の安全対策、災害の拡大防止を図るものであり、都井漁港ほか1漁港において防風柵の整備等に要する経費の増額を行うものであります。

○坂元家畜防疫対策課長 続きまして、特別議案について説明いたします。

70ページを御覧ください。

議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。

1の改正の理由としては、家畜飼養農場で動物用生物学的製剤、いわゆるワクチンを接種する場合における県によるワクチンの管理費用やワクチン接種費用の交付に関する手数料を新設するものです。

2の改正の内容としましては、別表第2に、動物用生物学的製剤交付手数料及び動物用生物学的製剤接種表交付手数料を新設するもので、手数料金額は、動物用生物学的製剤交付手数料を1頭1回につき70円、動物用生物学的製剤接

種表交付手数料を1件につき720円に定めております。

3の施行は公布の日としております。

○小野漁港漁場整備室長 72ページを御覧ください。

議案第11号「工事請負契約の締結について」でございます。

これは、北浦漁港に整備いたします衛生管理型荷さばき所建設主体工事に係る工事請負契約の締結であります。

1の整備概要としましては、延岡市北浦町に位置する北浦漁港の水産流通基盤整備事業で、衛生管理型荷さばき所整備に係る建築工事、機械設備工事、電気設備工事を実施することとし、全体事業費9億円であります。

右側の航空写真を御覧ください。黄色で着色している箇所が建設地になります。

次に、2の工事概要としましては、衛生管理型荷さばき所は、鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造り平屋建てで、延べ面積が1,976平方メートルであります。

3の工事請負契約の概要としましては、契約の金額は7億103万円、契約の相手方は丸宮建設株式会社、工期は令和7年2月16日までであります。

73ページを御覧ください。

左上から平面図、立面図、右上が断面図になっております。左下の写真を御覧ください。現在、屋根のない岩壁で行われている水揚げ作業等を、荷さばき所の屋根の下で行うことにより衛生管理体制の強化を図り、国内外へ高品質で安心な水産物の供給ができることとなります。

○安田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案等について質疑がある方はお願いいたし

ます。

○黒岩委員 資料の13ページの「G7から始まる官民連携農業プロジェクト事業」なのですが、プロジェクトA、B、Cがあるんですけども、テーマ自体もプロジェクトチームで選んでいくということになるのでしょうか。

○原田農政企画課長 持続可能な宮崎農業の実現という大きなテーマに沿って、本県の農業が化石燃料といった海外資源に過度に依存している状況から脱却するといった方向性に基づいてそれぞれのプロジェクトチームでテーマを決めていくことになります。

○黒岩委員 テーマごとにプロジェクトチームができ上がるというイメージでしょうか。

○原田農政企画課長 特に最初にそういったテーマを明確に決めるわけではないんですけども、これについては課題を抱えている農業者や市町村に対して、企業が持っている技術が発想の転換で使えたりだとか、そういう偶発性も念頭に置きながらプラットフォームを運営していきたいと思っておりますので、特にそのテーマというのを明確に決めて進めていこうとは考えていないところです。

○日高委員 漠然としてよく分からないです。12ページの①ですがプラットフォームの運営は民間企業に委託するわけですか。

そして、その委託する民間企業としては県内や県外のどういうところがあるんですか。

○原田農政企画課長 プラットフォームの運営につきましては、企業に委託しようと思っておりますが、企業の選定につきましては、企画コンペによって決めたいと思っております。

○日高委員 県内、県外どちらですか。

○原田農政企画課長 特に県内、県外にかかわらず、プラットフォームの運営に必要な様々な

企画力とか技術等の情報の収集力だったり、企業等に情報の内容を届ける情報発信力だったり、マッチング等の調整力、そういったもので評価をして企業を決めていきたいと考えております。

○日高委員 民間業者に委託してプラットフォームをつくらせて、プラットフォームがこのプロジェクトの下部組織になるわけですか。

○原田農政企画課長 プラットフォームの中に課題を抱えている農業者や市町村が入り、ある程度の数の企業が入って、その中でお互いに持っている情報だったり課題だったりを話し合いながら、「私の企業のアイデアで事業ができるかもしれない」という感じでマッチングするということになっております。

○日高委員 何となく分かったような分からないような感じです。

今回、G7宮崎農業大臣会合を経験して、日本も我が宮崎県も新たな時代に突入しないといけないということですので、いろんな方向に手を出し足を出し、手探りで一生懸命頑張ってもらって、失敗したらまた出直してどんどん繰り返し挑戦していくような、そういう新しい皆さんの気概をぶつけていただきたいと思っております。

その中で、13ページの上に家畜排泄物と生ごみとピーマンの収穫ロボットと3つあります。家畜排泄物と収穫ロボットは、最近のスマート農業の話だと思うんです。一般質問でも化学肥料の90%は外国産ということについて質問がありましたけれども、化学肥料に代わる有機質肥料の実装というのは、イメージ的に新しいものとするのか、それとも過去の取組のグレードを上げるんですか。

○原田農政企画課長 実は、このプロジェクトA、B、Cと書いているものにつきましては、

G7農相会合の前後で民間企業等と4つの連携協定を締結して、持続可能な農業の実現に向けたプロジェクトを既にスタートさせている部分でございます。

委員御質問の化学肥料に代わる有機質肥料の実装という部分につきましては、これまで液体の肥料は化学肥料を原料に作っているんですけども、旭化成と経済連と連携をいたしまして、有機物を基に液体肥料をつくって、旭化成の技術を使ってハウス等の肥料に使っていただくといったもので、技術としても新しいものになります。

○日高委員 有機農業の関係もありますから関連するんですが、国富町では30年近く前に、家庭用のごみを堆肥センターに集めて畜ふんと一緒に発酵させて、それを農地に還元していく事業——国富町では堆肥センターと言っていました、そういう事業をやっていたんですけども、そういうものとこれは全然違うものになるんですかね。

○原田農政企画課長 基本的にはイノベーションといいますか、新しい発想だったり新しい技術、あるいは発想の転換といったもので、これまでの課題である海外資源に過度に依存している農業構造の転換をさせていこうと、イノベーションを創出することをやっていこうと考えております。

もちろん、委員の御指摘のこれまでのそういった取組は、引き続き支援をしていくということになるかと思えますけれども、こちらのほうで想定したのはそういった事業になっていこうかと思えます。

○丸山委員 18ページについてです。宮崎県に美味しいものがいっぱいあると言われますが、宮崎県産品の関心の割合についてまだデータが

ないし、それを令和7年に80%まで持っていきたいと書いてあります。なぜ、ここまでいいものがあるのに関心が低かったという分析をしているのか。

それを踏まえながら、今回の事業の中で今までと違った取組をやろうとしているものが具体的にあれば詳しく説明していただきたいです。

○大田農業流通ブランド課長 19ページに書いておりますが、今回の事業につきましては、新しいかけ橋ということで、水産物のECサイトの構築がございます。もう1つが農産物で、ここに写真を出しておりますヘブスの旬を捉えたイベント等をやっていきます。

これにつきましては、大手量販店等と宮崎ブランド商品のフェアとかプロモーションを通常やってきておりました。しかしながら、コロナ禍の3年間、なかなかそういう対面でのイベントや試食販売ができない状況の中で、SNSを活用したりとか、ネットを活用したECサイト等を使った販売を通じてPRをしてきておりました。

そのような中、中小規模の飲食店等とお付き合い等が増えてきて、そこにつきまして、今回ヘブスとか日向夏とかキンカン等を使った旬を捉えたイベントをすることで認知度の向上を図っていききたいと。

委員が指摘されましたように、宮崎ブランドの認知度につきましては毎年度調査をしておりますが、宮崎牛において約77.5%とか、太陽のタマゴで50%という認知度になっております。

これを品目数を広げるということと、全体的に認知度をアップしていくということを今回の事業で取り組みたいと考えております。

○丸山委員 令和7年度の品目数はどれくらいまで広げていきたいという目標を持っていらっ

しゃるのかを、分かっていたら教えてください。

○大田農業流通ブランド課長 品目数というのは、今回特にメインに取り上げる品目ということでもよろしいでしょうか。

○丸山委員 はい。

○大田農業流通ブランド課長 今回は、まずヘブス、日向夏、完熟きんかんたまたま、この3つを主力に考えております。

もちろん他のブランド品目も合わせた上でプロモーション等は展開していきますが、ここに軸足を置いて実施したいと考えております。

○丸山委員 できるだけ多くの品目のブランド確立をお願いしたいと思っておりますし、農家の所得の向上・安定につながってほしいと思っています。

あと、宮崎牛は関西や関東まではなかなか知られていなくて、佐賀牛とかが有名になってしまっています。物流問題を含めてもう少し積極的に考えないと、PRはやっていますが、伝えるではなく伝わる形にしないと消費者になかなかつながっていかないんじゃないかなと思っています。

それをどうやって今後この事業でやってただけなのか、まだ目に見えていないといえますか、不安材料があるような気がするものです。大消費地は東京、関東と思っているんですが、この事業は戦略的にどこかをメインにやっていくのか、それとも、国内全般に広げてやっていくのか、どういうイメージで考えているのでしょうか。

○大田農業流通ブランド課長 今回展開するプロモーション等につきましては、まず県内の方々に知っていただくということを第一に考えておりますので、県内で実施いたします。それに関連しまして、同様の時期に東京、大阪、福岡で

連動してフェア等を行うこととしております。

また、いわゆる大手量販店だけではなく、宮崎ゆかりの店ということで宮崎出身の方がやられている飲食店であるとか、これまで我々と一緒に連携してイベント等をやっていた飲食店、関東で100店舗前後、大阪で46店舗前後ありますので、こういう飲食店の方にもお声かけをして、消費者が近いところにいる中小規模のイベント等を一緒にすることで裾野を広げたいと考えております。

○丸山委員 頑張っていたきたいと思っておりますが、宮崎県ではこれまでブランド対策を頑張っていますけれども、我々が県外に行ったときに宮崎県のものが少ないという印象を受けていて、県外になかなか広まっていないと感じています。せっかくこういう事業を立ち上げていただいたのであれば、しっかりと結果が出てほしいなと思ってますので、いろいろなものにチャレンジをしていただくとありがたいと思っております。

○黒岩委員 今の18ページのところなんですけれども、事業の概要の(1)の①のところ、農畜水産関連団体が一丸となった物産イベントとありますけれども、となりますと(2)の①のところ、補助する団体等というところについては、例えば農業協同組合や漁業協同組合単体ではなくて、いろいろな産業が入った実行委員会のようなところを対象にしますという意味なんでしょうか。

○大田農業流通ブランド課長 現在想定しているところでは、JAグループの経済連等を対象として考えたいと考えております。そこを核に、農業団体だけではなく宮崎県漁業協同組合連合会とか宮崎県商工会議所連合会、あと農業法人等を含めてお声かけをしてやっていきたいと考

えています。

イメージとしては、昨年の11月にイオンモール宮崎で開催しましたデリシャスマルシェということで、物産だけではなくグルメも楽しめるようなイベントを考えております。

○黒岩委員 この(1)の①のところで県内対策事業とありますけれども、今回私も一般質問で触れさせていただいたんですが、日南市が高速道路でつながったことによって熊本県からの旅行者が増えていますので、県内とこちらで線引きせずに、隣県とかにもPRをして、隣県からもお客さんが来るようなイベントにしてほしいなと思います。これはお願いでございます。

○日高委員 22ページの「被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業」についてです。改善事業となっていますが、前年度とどこがどう変わっているのか。

○蛭原農業普及技術課長 改善したところは、対象資材として路地園芸のトンネル資材が追加になったところになります。

○日高委員 成果指標の中に2万248戸ということがありますが、これはハウスばかりではなく路地も全部入っているわけですね。

このハウス用の被覆資材は去年から対象資材ということですが、去年はどれくらい実績があったんですか。

○蛭原農業普及技術課長 施設園芸につきましては、面積で622ヘクタール分の申請があったところです。

○日高委員 ハウスは野菜と果樹がほとんどかなと思うんですが、622ヘクタールというのは全体のどのくらいの割合になんですか。

そして、これは何年度からの事業ですか。

○蛭原農業普及技術課長 これは去年の6月の補正でお願いした分になります。

○日高委員 23ページの真ん中の上のほうにハウス用被覆資材の価格単価、ピーマン4反と書いてありますので、90万8,000円、118万円、135万7,000円、これを4で割った数字が大体1反くらいの単価ということですね。

これは、だから90万8,000円だったら1反で22万7,000円全体でかかるということですよ。じゃあ、1反あたり2万円ぐらいが補助額ということになるわけですか。

22ページの事業概要の一番上に①補助率が定額と書いてありますね。1反当たりの定額がどれくらいなのかを教えてください。

○蛭原農業普及技術課長 昨年までは、例えばビニールの外張りであれば*1平方メートル当たり1,650円というような形で補助をしておりました。今年度につきましては、どうしてもこれは面積割りでするものですから煩雑になるということで、実際購入した領収書や請求書から上昇分の率を計算しまして、それで割り戻した分を引いて、その差額分の2分の1という形で支出の仕方も改善したいと考えております。

○日高委員 分かりました。

もう一つ。これはJA関係と、あと個人の事業所がありますよね。これはそこに対する事務的な経費について支援するんですか。

○蛭原農業普及技術課長 県からJAなど資材の販売業者に補助金が行く仕組みになっていますが、これに対する取りまとめの事務費につきましては、今年度事業では計上しております。

○日高委員 もう最後です。今年までですね。よろしく申し上げます。みんな助かると思います。

○丸山委員 今のこの高騰対策についてなんです。上昇分の2分の1を支給するという計算で、申請しやすくなったかなと思いつつ、昨年

私が聞いた話の中では、サイレージ用のラップのときも一個一個資料を作って、写真を撮って、忘れたところに支給金が口座に入っていたということで、すごく煩雑だったようです。

ほかにも改善した点があるのかということ、支給金額が早く入らないと意味がないと思ってるんですが、その流れは少しでも早くなる方向になってるのかを教えてください。

○蛭原農業普及技術課長 今委員が御指摘のとおり、面積当たりだと手間がかかって申請が煩雑ということで、今回は請求書や領収書を基に上昇分を割り戻して計算する方式にしますので、その分の手続の速さはあるかと思います。

支出につきましては、JAなど販売業者を通じて生産者のほうに補助分を支給するという形になりますので、そのスキームは変わりませんが、去年から手を挙げている業者がいますので、2年目の事業ということを考えますと、処理に慣れている業者もあるでしょうし、私たちも早くからPRしていきたいと思っておりますので、なるだけ農家の方に早く届くように努力してまいります。

○丸山委員 手続を領収書でできるようにしてできるだけ早くするというのは、実際に農家の方々にはどういう形で周知するのか。つまり伝わる形でPRしていくことは考えていらっしゃいますか。

○蛭原農業普及技術課長 ホームページであるとか、ひなたMAFiNを通じて広くPRをしていきたいと考えてます。それと併せまして、昨年度実際事業に取り組んでいただいた資材業者につきましても、この事業のことについて周知を図っていきたいと考えております。

○丸山委員 農政水産部からひなたMAFiN

※55ページに訂正発言あり

という言葉がよく出るんですが、農家の方はあまり分かっていないものですから、はっきり言って見ていないと思ってます。

だから、本当に伝わる形にしてもらって、スムーズに行くから、今苦しいけれども頑張ってくださいと伝えてもらって、農家の方々に安心して、今苦しいけれども頑張ってみようかなと思ってもらえる事業にしていきたいです。

○蛭原農業普及技術課長 頑張ります。

先ほど、日高委員から施設園芸のハウスの去年の実績について、622ヘクタールとお答えしたんですが、それが全体に対してどれぐらいの割合かという御質問があったんですけども、約半分の面積になります。

○日高委員 24ページです。今回G7宮崎農業大臣会合で有機農業が大きくPRができたてよかったなと思います。綾町もオーガニックスクールができましたので、何とかうまくやってほしいです。

新しいオーガニックが広がってほしいなと期待感がものすごく大きいんです。ただ、これも相当前からやってきているけれども、やっぱり露地ということでなかなか生産性の計画が立たない。そして、害虫とかいろいろな問題があって生産量が予想以上に上がらないとか、いろいろな問題があってなかなか伸びなかったところがあります。

綾町が宮崎県でも一番、全国的にも先進地だと思っていますが、技術者や指導者がいないと最近よく言われます。結局、期待したほどの技術的な回答が返ってくる人がなかなかいないんだという話をよくされます。

ですから、この有機農業の問題についても、今これを指導していくということになると、実際に現在やっている方々が、先駆者として後進

に指導をしていくと。やっぱり経験がないとなかなか指導していけない部分があるんですね。

ですから、有機農業は今後進めなくちゃいけないけれども、ハードルがものすごく多いと思うんですが、例えば県の技術職の中で、有機農業に対して、今どれだけの人材がいるのか。

将来的にこの有機農業に対する人材が足りているならいいですが多分足りていないと思うんですけども、そういった指導する側の人材確保は何か考えているのか。

それともう1点は、JAとの問題ですね。綾農協は、有機農業の町だからもう既に提携ができてやっておられますけれども、今後農協合併とかいろいろな問題を考えたときに、この有機農業と農薬を取り扱っているJAが、今後どうやってすみ分けをしながら共存していけるのか、その辺のところの将来的な展望があったら、この2点をちょっとお聞かせください。

○蛭原農業普及技術課長 まず1点目の、指導者が技術をしっかり習得されてるのかという点ですけれども、これにつきましては国の有機農業の普及員向けの研修などに昨年度は3人が参加しております。

あと、技術的な指導がどこまでできるのかというお話もありましたが、例えば良質堆肥の利用であるとか除草の省力化、お茶のクワシロカイガラムシを散水によって防除したりとか、また病害虫の抵抗性の品種を試験場で開発したりとかそういったことではやっているんですが、委員の言われるとおりの実践的なところが足りてるのかというと、不十分な点もあるかと思います。

今後有機農業者の圃場での実証を基にその普及性の評価であるとか、その技術の改良を一緒にやりながら、良質な技術については技術の

蓄積、普及が図れるようにマニュアル化していくとか、そういったことで支援をしていきたいと考えております。

それと2点目、JAとのすみ分けの話がありました。これにつきましては、JA系統につきましても、化学農薬等を低減した栽培技術ということで宮崎ブランド、例えば宮崎エコ野菜と、特別栽培であるとか減農薬の栽培に取り組んでいるJAも多くあります。

ということで、JAと有機農業が、距離的には遠いところもあるかもしれませんが、延長線上には有機農業もあるのではないかと考えておりますので、JA系統との連携は必須と考えております。

有機農業の推進とか販売について、またJAグループとも意見交換を進めていくこととしております。

○日高委員 今回、食の安全保障が問題になっている中で、G7が日本で行われたということは、我が国にとっても歴史的な意義が大きいかなと思っています。

そこに戦争とまではいきませんがこういう状況になってしまったということは、今までと違うところから新しいスタートをしないといけないという気持ちがあると思いますので、これまでの経験を踏まえながら、これからいろいろな事業を展開されていくんでしょうけれども、それぞれ皆さんも新しい気持ちで、農業についてしっかりと考えていただくといいかなと思います。

○黒岩委員 27ページの「農業試験場研究体制強化事業」ですけれども、非常に漠然としているという感じがするんです。タイトルは体制強化ということで、設備とか人員の話なのか、それとも研究ニーズの調査なのか、イメージ的にどういった課題を抽出して取り組もうとされて

いるのかをお聞かせください。

○蛭原農業普及技術課長 どういった調査かということなんですけれども、総合農業試験場自体が本所と支場を合わせて5か所ということで数も多く、研究分野も米、野菜、病害虫など多岐にわたっております。さらに農業情勢がいろいろ変わる中で、試験研究に求められるニーズも多様化しているというのも現状でございます。

こういった中で試験場がより現場と密着、もしくはそれぞれのニーズに対応するためにどういったことが必要かというのを専門機関により客観的な調査、分析を行っていただき、国内外の情勢、研究ニーズを的確に捉えた上で効率化を図っていこうと考えております。

○黒岩委員 となりますと、例えばデジタル施設園芸とかもありますけれども、そういったものも想定されるんでしょうか。

○蛭原農業普及技術課長 スマート農業であるとか持続可能な農業であるとか、品目だけではなくて、分野がまたがったような課題が多くあるかと思えます。そういった課題に対応できる体制なり効率化はどういったものを調査するものであります。

○黒岩委員 そうなりますと26ページの成果指標のところ、報告書の作成と記載されているんですけれども、研究成果については次につながるような感じをお願いしたいなと思えます。

○丸山委員 試験研究ニーズの調査ってあったので、これまでも恐らく様々な農家のニーズに伝えてきて、試験研究に取り組んでいたんじゃないのかなと思っていますが、具体的にどういうふうに体制強化するのかを教えてください。

○蛭原農業普及技術課長 おっしゃるように、ニーズにつきましては試験研究課題を設定する上でも、県職員もしくは関係機関の方々にいる

いる聞きながら課題については設定しておりますし、ニーズ把握もしているところです。

今回委託という形で、民間企業に委託をすることにしております。今まで私たちが考えていないような、外部から見て、専門的に見た上で、何かそちらから御提案するものとかそういったものがあればそこもしっかり取り込んでいって、よりいいものにしたいということで今回この事業を出しております。

○丸山委員 ぜひニーズを調査して報告書をつくってもらって、そして農家にちゃんと還元してほしいです。私の地元にある薬草・地域作物センターも設立してから20年近くなると思いますが、薬草についての実績があまりありません。

研究だけではなく、農家の所得向上にしっかりとつながっていかないと意味がありません。

今回のG7宮崎アクションは持続可能な農業をつくっていききたいということだと思っていますので、本当に持続可能な形になるのか。今人口減少で担い手不足ですので、子供たちが10年後、20年先に農家になりたいという思いがあるのかを含めて、ニーズ調査をしていかないといいけません。農業に対する試験研究だけでなく、短期的なビジョンと長期的なビジョンを持ってしっかりと農家だけでなく地元を守る人をつくっていくんだという意気込みでやっていただきたいと思っています。

委託する民間企業は短期的ではなく長期的な視点を持っていただきたいかなと思っていますんですが、その辺のことまでオーダーができるんでしょうか。

○蛭原農業普及技術課長 委員おっしゃるとおり、様々な意見を拾うということが一番大事かと思います。農業者や農業団体など、そういった意見の聴取ということも、委託事業の中に含

めてやっていきたいと考えております。

○黒岩委員 37ページの②、肉用牛生体の輸送体系の検証とありますが、最初ドライバーの方の暑熱対策かなと思ったら、これは肉のほうの暑熱対策なんですね。

実際にフェリーの中でどういう暑熱対策の検証をされるのでしょうか。

○水野畜産振興課長 フェリーにはコンセントがございまして、トラックに送風機をつけて回すといった形で暑さ対策をやっていくと思っています。

まずは、どれぐらいの温度になるのかを業者さんをお願いして、測定しまして、より効率的な装置でやっていこうかなと思っています。

○黒岩委員 ということは、そのフェリーに乗せるためのトラックのコンテナの暑熱の検証をすることになるわけですか。

○水野畜産振興課長 そのとおりでございまして、暑熱と併せましてトラックの中でもふんをするので臭いという問題があるものですから、それについても、送風で臭いが軽減できるかどうか、考えながらやっていこうと思っています。

○丸山委員 牛にかなりストレスがかかって、下手したら船酔いして、さらに悪化して市場に着いたら牛が立たなくなって、競りにもかけられない状況にもなることも想定もしないといけないと思っています。その辺の事故があった場合のことは考えているのか。

あと、牛の値段が安くなったりすることもあると思うんですが、どう考えているのでしょうか。

○水野畜産振興課長 この2月にうちの職員が、トラックの出発地点から東京の市場まで行きまして、状態を調査しました。その状況でいきま

すと、牛については全く問題がないということ
でございました。

ただ、調査が2月だったものですから、夏場
になると特に温度の関係が出てくると思いま
すので、そこは県の獣医職員もついて行くとい
う形で今回の実証をやって、実際に普及するに
当たっても問題がない形でやっていこうと思っ
ております。

○丸山委員 フェリーでの生体輸送を令和7年
度に60件と書いてありますけれども、簡単に
いかないのではないかと。しっかりとデータが
取れないと、畜産農家はフェリーで出荷しな
いと思います。

東京市場に行って本当に高く売ればいいん
ですが、本当に高くなるのかしっかり検証をし
ていただいて、畜産農家が本当にもうかる形
にしていきたいと思います。その辺の検証結
果については、早めに情報提供していただく
とありがたいと思っています。

あと、肥育期間を2か月短縮するというこ
となのですが、確かにいいことだと思ってい
ますが、全国和牛能力共進会で6か月の子牛
を肥育農家に渡して、24か月で持ってきて
いるという事例もあって宮崎県では技術力が
あるのかもしれないけれども、今回、2か月
短縮できるのかが分かりません。

できるだけ早く出荷したほうが、餌代が
低減できると分かっているのに、なぜ早期
出荷が進まないのか。恐らく、おいしさが
残らないから、肥育農家としてはやっぱり
ちゃんと肥育をしたいよねとなっていると
思っています。価格が落ちてしまうと肥育
農家は出荷しないと思うんですが、その
辺の裏付けがしっかりあるのかも含めて
教えてください。

○水野畜産振興課長 実は昨日、JA宮崎経済

連の和牛の枝肉共励会がありました。これは
肥育牛が105頭出品されたわけですが、平
均の肥育期間は21か月でございました。

ただ、5軒の農家が18か月の肥育期間
で出品されていて、肉質的にも枝重的にも
全く問題がなく、枝重が514キロで、脂
肪交雑が11でしたので、非常にすばら
しい成績が出ているということがございま
した。

こういった先導的にされているところも
ございますので、そういったところをモデ
ルにしながら、しっかりとデータを取って
、マニュアル化しまして、それに基づいて
これからやられる農家に間違いがないよ
うな形で取り組んでいきたいと思ってい
ます。あと、1軒の肥育農家で多くの頭
数を実証するのではなく、1軒の肥育農
家で例えば5頭とか、そういうレベルから
実証を始めていきたいと思っております。

○丸山委員 畜産試験場でも、そういう
研究をやられている話も少し耳にしてい
るんですが、どのような成果が具体的に
上がっているのか、それが畜産農家に
伝わっているのか。

枝肉共励会で短い肥育期間で出荷し
た方がいらっしゃるということでしたが
、データに基づいてやられたものなの
か。

畜産試験場でどのような研究をされて
いるのかについて教えてください。

○林田畜産試験場長 畜産試験場のほう
でも、この飼料高騰を受けまして、早期
出荷の試験には取り組んでいるところ
でございまして、今やっておりますの
が、26か月齢で出荷するような肥育
体系を試験中でございます。

この秋口に出荷される予定でございま
して、当然肉質、重量、脂肪の質、MUF
Aあたりもしっかり調査をしながら取
組んでいきたいと思っております。

27か月齢というのは、国の改良増殖計画等にも出ておりますので、ある程度の技術は見込まれると考えておりました、やはり試験場としては、それよりも肥育期間を短縮するような試験をすることであろうと考えておりました、以前24か月齢の出荷も試みたところでございます。

ただ、委員御指摘のように、肉質の面で特に有意差はなかったんですけれども、オレイン酸がやはり低い傾向があったというようなところはございまして、その後の試験ですとか他県の情報から、例えば肥育前期にしっかり粗飼料を食い込ませるとか、あとタンパク質を増やすとかいうような改善が必要だというような文献や情報等もございまして、現在行っておりますのは、その辺も含めた形での研究でございまして、まだ生産現場のほうに下ろせるような段階ではございませんけれども、その研究成果と併せて現場でのそういった実証あたりの数値も含めながら、生産現場のほうにはつないでいければと考えております。

○丸山委員 肥育期間を短縮することは農家にとっていいですが、もし、おいしさが低下して宮崎牛のブランドの価値を落とすことがあったらおかしいと思っています。肥育期間の短縮と肉のおいしさが並行してできるような技術の向上をしていただいた上で、農家の経営もよくなるような形でやっていただくようお願いいたします。

○本田委員 新規事業「世界に発信！宮崎牛のおいしさPR事業」ですが、メディアとSNSと海外向けの3つのPR事業ということで、この3つの事業の配分がある程度決まっているのであれば教えていただきたいです。

○水野畜産振興課長 まず、メディアを活用したPR事業関係につきましては2,816万円、SN

Sを活用したPRにつきましては2,558万円、海外向けの宮崎牛PRにつきましては2,711万円、それと合わせまして県の推進費としまして1,365万円の、合わせまして9,450万円という形になっております。

○本田委員 非常に今、円安傾向で、例えば1ドルを買うのに、この前まで100円だったんですけども、それが140円出さないと買えないという状況です。PRにあたって海外の業者を使うとこれまでどおりではいけないぐらいお金を使ってしまう懸念があるんですけれども、その辺をお考えかなと思って御質問しました。

○水野畜産振興課長 一応海外向けのPRにつきましては、いわゆるパートナー企業がいらっしやいまして、そういった方々と協議をしながら、どれぐらいの金額のものであれば向こうでPR効果があるかということで考えておりますので、その辺は今のところは問題ないのかなという感じはしております。

○本田委員 1、2の事業のほうにお力を入れられた方がいいかなと思ったものですから、御質問させていただきました。円相場についても日々変わるものだと思いますが、御注意いただいて施策の展開をお願いできればと思います。

○丸山委員 38ページの「第13回全国和牛能力共進会保留対策事業」についてです。

4年前はこういった対策事業はなくて、ようやく4年後の北海道全国和牛能力共進会に向けて動き出していいなと思っていますが、目的が「好成績を目指し」と書いてあるだけで、もう一度日本一になって5連覇を目指すんだという意気込みが弱いような気がするんです。

4連覇してますから、5連覇を目指すんだという気持ちを出したほうが、私はいいんじゃないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○水野畜産振興課長 基本的には内閣総理大臣賞をとって5連覇というのは当然狙っていかないといけないと思っています。

あとは今回の対策につきまして、要は2区、3区と言いまして、若い雌牛の部の場合につきまして優等の主席——優等の主席ということは、2区、3区では日本一という話になるんでしょうけれども、そういったところを基本的には目指していくという形になってはいますが、今のところは控えめに好成績という形にさせてもらっています。

○丸山委員 宮崎県はチャンピオンなんです。チャンピオンらしい横綱相撲をやるんだという気持ちが表れないと、北海道大会は遠いからもう駄目かなと思うんじゃないかと、恐らく畜産農家の方々も含めて改めて日本一を目指すんだという形で、関連農家や関連団体としっかりやっていただきたいと思っています。

あと、小林市場でも400万円近くの牛が北海道に行ったりとか、中央市場でも400万円を超える牛が北海道に行ったりとかして、北海道は4年後に向けて、物すごく躍起になっている気がするものです。

この事業で畜産農家が頑張ろうという意識づけをやってほしいと思いつつ、優良雌に対して上限8万円となっているんですが、種雄牛対策では10万円の別事業があると思うんです。

それと比べたときに、何で8万円なのか。先ほどの繰り返しですが、日本一を目指す事業なのかと思ってしまうものですから、他の事業では10万円で優良雌を保有する事業があるのに、何か物足りないなという認識をしているんです。もうちょっとこの辺を改善してほしいと感じてしまうんですが、何か対応できるものはないのかなと思っています。

○水野畜産振興課長 まず、この8万円の単価の設定根拠につきましては、競りの前にある品評会で優等なり、いい雌牛が競りにかけられませんが、雌牛の競りで県内の方が買われる場合と、県外の方が買われる場合の金額の違いを見た場合、県外の方のほうが7万9,000円ほど高く買われているということございました。

この差をなくすために、基本的に8万円という形で今回単価設定をさせてもらったところでございます。

先ほど委員がおっしゃいました10万円という事業につきましては、宮崎県の和牛の土台になります新たな種雄牛をつくるために行っているもので、種牛の候補になる雄牛を生ませる基礎雌牛をつくる候補としまして、父牛とか母牛の要件とか、かなり厳しい要件の下で選ばせていただいています。あと、保留期間というか、残していただかないといけない期間が3年間という形で、長期にわたって残していただくということで、一応10万円という形でさせていただきます。

今回の雌牛8万円につきましては、今度の全国和牛能力共進会に向かいますので、対策の雌牛が生まれる期間となりますので、最長でも2年半ぐらいという形で短い期間になります。そのため、やっぱり少し差をつけないといけないということで、一応8万円という形で少し差をつけさせてもらっています。

○丸山委員 今のは理屈であって、やっぱり意欲が増さないと、4年後は負けてしまうような気がするものですから、同等の10万円をつけてもらったほうが、農家が本当に意欲を感じて、北海道全国和牛能力共進会に向けての対応をやっていけるとしています。

2区、3区の問題だと思うんですが、57頭を64

頭に出品頭数を増やそうということなんですけれども、増やしても結局日本一になれないと、意味がないと思っていますので、意味のある予算にさせていただくためには、もうちょっと工夫していただいたほうがよいと思っています。

今後事業を展開するに当たっては、畜産農家なり関係団体と連携をしないといけません、JAに聞いても全く情報は行ってない感じでしたので、全然連携が取れていないようで非常に心配しています。

全国和牛能力共進会に向けて1,600万円の対策費はつくっていただいておりますが、本当に日本一を取るんだという意気込みが伝わるように知恵を出していただきたいと思っています。

去年の10月に鹿児島県で日本一を取ったときは非常に感動しましたし、それが宮崎県の畜産農家だけじゃなくて、宮崎県全体の元気にもつながったと思っています。やっぱり日本一を取るという旗印を持つべきではないのかなと思っていますので、部長から何かあれば、発言をお願いしたいと思います。

○久保農政水産部長 この事業を取り組む上では、日本一というのは、本当に大事なことだと思っています。私も昨年度、全国和牛能力共進会に実際に携わらせていただきましたが、県だけではできませんでした。これは本当に関係団体も一緒に巻き込んで、農家も一緒になって関わらないとできないと実感をしております。

ですから、この目的のところも担当課長から控えめという話がございましたが、ここはやはり関係団体、まさに4回目のときがチーム宮崎という言葉でやっておりますので、それを表すような形で、この表現等もまた検討はしてまいりたいと考えておりますし、また本当この事

業を構築するときには、いろんなところと検討はしてきたわけなんですけれども、今御指摘のあったような点も踏まえて、またいろんな関係団体とも実際の事業の実施に当たりましては、現場の声というか、チーム宮崎ということできっかりと対応していけるように、私のほうで対応していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本当に日本一というのは、おっしゃるとおりだと思いますので頑張ります。

○丸山委員 ぜひチーム宮崎ということで、日本一を目指すんだという再スタートをしっかりと取り組んでいただくよう、お願いします。

○黒岩委員 57ページの「農業外国人材確保・定着体制構築事業」の「国への目的外使用申請」というところです。私は日南市選出なんですけれども、漁業研修生を市営住宅に入れたらどうかという話がありまして、その当時市の担当者は、それは制度上無理だということだったんですが、この目的外使用の見込みはどうなんですか。

○馬場担い手農地対策課長 今回、県営住宅の目的外使用ということで今進めているところでございますが、そもそも公営住宅につきましては、公営住宅法に基づきまして、国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低所得者に対して安い家賃で提供しているものでございます。

今回、外国人を受け入れるに際しまして、一番の課題が住宅問題でございます。なかなか住宅が確保できないというところを、県営住宅についても約18.8%ほど空きがあるということで、建築住宅課と連携いたしまして、県営住宅をニーズのある外国人材の住宅として活用できないかということで、議論をしてまいりました。

その中で、国土交通省と調整が必要になって

きますが、まず3年以上継続して応募倍率が1未満であるとか、また、本来の入居者の入居を阻害しないとか、地域の活性化に寄与するとか、そういう審査の基準がある中で、目的外使用の理由といたしましては、基幹産業である農業の人材確保に向けまして、公営住宅を活用して本来は家族で入るところを、県営住宅の場合は3Kで6畳ほどの部屋が3つありますので、家族ではない複数人を入れるというような目的外の使用で県から国土交通省に申請をいたしまして、先日6月15日に承認を一応いただいたところでございます。

これに向けまして、建築住宅課に分任いたしまして、改修等を行って進めていきたいと考えております。

○黒岩委員 漁業関係は水産政策課になるんでしょうか、漁民住宅とかいろいろあるものですか、その点については、後日相談をさせていただきたいと思います。

○丸山委員 県営住宅は所得の制限があって、高原町でも所得制限で結局入れなかったとかあったんですが、3人分の所得を合わせれば、かなりの所得になってしまうと想像したんですが、所得制限はどうなっているんでしょうか。

○馬場担い手農地対策課長 おっしゃるとおり、低所得者に対する安い家賃での住宅の提供が本来の目的でございます。

と申しましても、実際、空いている県営住宅があるのが実態でして、そこを建築住宅課のほうで調整をさせていただきまして、今回使わせてもらおうとしている住宅につきましては、家賃が1万3,300円ということで聞いております。

そこを実際、外国人材の方が3名で共同で入ってくることにはなりますが、その辺りも含めて建築住宅課と国土交通省のほうで一応調整をして、

今回承認に至ったと伺っております。

○丸山委員 私の近くに外国人を雇用されている大きな農業法人があつて、特定技能とか始まって良かった点と悪かった点があります。いい法人には、別の法人から外国人が来るようですが、住宅を含めて地域全体の環境整備が整っていないところは、別の法人から引き抜かれて外国人材が逃げていくということですので、宮崎県はこうやって一步を踏み出したと思っています。

県内には県営住宅のみならず、市営住宅や町営住宅もあると思いますので、その辺をしっかりと連携して行って、その地域に外国人材が残れるようなシステムがあるようにしていただきたいです。

外国人労働者に安定的に居住していただくような施策を打っているけれども、実現できなかったということでしたので、市町村でも余っている公営住宅はあると思いますので、しっかり市町村とも連携しながらやっていただきたいと思っています。

続けて「県産キャビア競争力強化技術開発事業」についてお伺いします。

この超雌というのは、商品として認めてられるから事業として出しているんだらうと思いますが、遺伝子組替えのような印象を持ってしまって怖いなど思っているんですけれども、その辺は大丈夫なのかを改めて確認させてください。

○大村水産政策課長 通常、父親と母親から子供は遺伝子を半分ずつ受け取って生まれてくるんですが、今回、超雌をつくる技術としまして、雌性発生という技術を使うんですけれども、雌性発生は父親の遺伝子を受け取らずに、母親の遺伝子を温度刺激などによって2倍にして生まれさせる技術でございます。

これは、特に遺伝子を組み替えるわけでもご

ざいませんし、持っていない遺伝子を組み入れるわけでもございませぬ。また、魚、あるいは両生類、植物もそうなんですけれども、こういった雌性発生というのが何もしなくても自然界にも起こっているような現象でございまして、例えばギンブナという魚がいるんですが、これは子孫を残す方法として、この雌性発生が自然界で通常に行われているという状況でございませぬ。

それから今回、普通にはそういう遺伝子型を持っていない超雌をつくるんですけれども、その超雌からキャビアを取るわけではなくて、超雌に普通の雄を掛け合わせて、できた普通の雌を養殖してキャビアを取るということで、決して危険なものではございませぬ。

○丸山委員 分かりました。

これは以前テレビを見ているときに、亀が最近雄か雌に偏って生まれているのは、水温が高くなったからということを知ったことがありますが、そのような自然界の摂理だと理解すればよろしいんですか。

○大村水産政策課長 本当のところは誰も分からないと思いますが、よく言われる話としまして、魚類は陸上と違って広い海に住んでいるわけですし、出会ったときに同性だと子供ができないわけですので、そういった能力をつけていったんではないかと考えております。

○丸山委員 獣医師の方と懇談会をしたときに、ワクチンを打つ際の手数料がかなり安いということでした。「人間が新型コロナでワクチンを打ってもらうときに、かなりの費用をかけて打っているのに、動物のワクチンを打つときの獣医師の手数料が安いから、大動物に移行する獣医師が少なくなっているんじゃないのか」と言われました。

これは恐らく国からの基準があつて、こうい

う手数料が示されていると思つているんですが、手数料があまり高くなると、家畜に対するコストが上がつて大変なのかもしれませんけれども、獣医師確保という観点で見たときに、考え方がこれでいいのか。獣医師確保という大きな命題を持ったときに、手数料をもっと高くしてもいいんじゃないかという議論はされなかったのかを教えてください。

○坂元家畜防疫対策課長 今回のこの手数料設定ですが、70円というのは、本来県がワクチン接種すべきところを、制度上、知事認定獣医師、あるいは登録された飼養衛生管理者が接種する際に、その管理費として設定したものです。

県の家畜防疫員が接種する場合は、手数料が設定されておりますし、あと民間の獣医師がワクチン接種する場合は、それぞれの農家との間の接種料、技術料というような設定をするところになりますので、接種する料金については、農家との契約、協議の中で設定すべきものだと考えております。

○丸山委員 この前に獣医師との懇談があつたときに、「獣医師を確保するために、もう少し魅力ある形にしたほうがいいですよ」ということを聞いたものですから、今後の獣医師確保というのは、畜産県として喫緊の課題であろうと思つています。

食肉処理場の畜産の獣医師がいなくて、恐らく食肉処理場が回らなくなるんじゃないかというぐらい、獣医師の不足が非常に顕著と話を聞いているものですから、今後、獣医師確保に向けてもしっかりと国も含めて協議を進めていただくとうれしいと思つています。

○安田委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終

了した後にお願いいたします。

○原田農政企画課長 常任委員会資料の74ページを御覧ください。

損害賠償額を定めたことについて、1件の専決処分を行いましたので御報告いたします。

事案は、公用車による交通事故1件でございます。

令和5年2月14日、日南市吾田東2丁目5番15号、JAはまゆう研修館東側駐車場におきまして、降車するため運転席のドアを開けたところ、公用車の右側に駐車していた相手方の車の助手席ドア中央付近に接触し、損傷させたものでございます。原因は、十分な周囲の安全確認を怠ったことによるものでございます。

損害賠償額は11万800円ですが、県が加入する保険から全額支払われております。

交通安全等につきましては、機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、今後とも一層の徹底が図られるよう、再発防止に向けまして厳しく指導してまいりたいと考えております。

続きまして、75ページを御覧ください。

令和4年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和4年度に議会において承認いただきました繰越事業につきまして、繰越額が確定しましたので御報告いたします。

78ページを御覧ください。

表の一番下に記載しておりますとおり、農政水産部全体で34事業、繰越額は124億9,959万8,084円となっております。繰越しの主な理由といたしましては、関係機関との調整等に日時を要したことによるものや、事業主体において事業が繰越しとなることによるものなどございます。

続きまして、79ページを御覧ください。

令和4年度宮崎県事故繰越し繰越計算書についてでございます。

表の一番下に記載しておりますとおり、農政水産部全体で7事業で、繰越額は19億1,638万6,880円となっております。

繰越しの理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業主体において事業が繰越しとなることによるものなどございます。

なお、繰越事業の執行に当たりましては、関係機関との連携を図り早期完了に努めてまいります。

○安田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 ないようでありますので、それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時16分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会の日程の最終日に行くことになっておりますので、23日金曜日に行いたいと思います。

開会時刻は13時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

令和5年6月21日(水)

○安田委員長 それではそのように決定いたします。

その他で何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 ないようですので、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後3時17分散会

令和5年6月23日(金曜日)

午後1時0分再開

出席委員(8人)

委員	長	安田厚生
副委員	長	松本哲也
委員		丸山裕次郎
委員		野崎幸士
委員		日高利夫
委員		本田利弘
委員		今村光雄
委員		黒岩保雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主任主事	飯田貴久
総務課主任主事	森口浩司

○安田委員長 委員会を再開いたします。

6月21日の農政水産部の答弁について、1点、発言訂正の申出がありましたので、御報告いたします。

日高委員の被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業に関する質疑に対して、農業普及技術課長より、「1平方メートル当たり1,650円の補助を行ってございました」との答弁がありましたが、正しくは「1アール当たり1,650円の補助を行ってございました」とのことでありました。

以上、報告します。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時1分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決前に、賛否も含め御意見をお伺いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時2分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第3号、議案第11号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第3号、議案第11号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号「森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への森林環境譲与税の配分を高めるよう譲与基準の見直しを求める意見書」の提出を求める請願についてであります。この請願の取扱いも含め、御意見はございませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

午後1時4分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

請願第1号につきましては、採決との御意見がございましたので、お諮りいたします。この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、請願第1号の賛否をお諮りいたします。

請願第1号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○安田委員長 挙手全員であります。

ただいま、請願第1号が全会一致で採択となりましたが、この請願は意見書の提出を求める請願であります。

暫時休憩いたします。

午後1時4分休憩

午後1時4分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

お手元に配付の「森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への森林環境譲与税の配分を高めるよう譲与基準の見直しを求める意見書案」について、何か御意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時4分休憩

午後1時5分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

お諮りします。意見書案の内容につきましては、意見書案のとおり、当委員会の発議とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はございませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時5分休憩

午後1時5分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 御異議ありませんので、その旨、議長に申し出ることといたします。

次に、県外調査につきまして、11月8日から10日に実施予定ですが、現時点で何か御意見、御要望がありましたら、お出しいただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午後1時6分休憩

午後1時7分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県外調査につきましては、7月19日の閉会中の委員会で改めて御意見をいただきますので、よろしくお願ひいたします。

次に、7月19日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたいと思

います。

暫時休憩いたします。

午後1時7分休憩

午後1時8分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、7月19日の閉会中の委員会につきまして、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 以上で、委員会を閉会いたします。

午後1時8分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 安 田 厚 生

